近畿ブロック発注者協議会(第23回) 幹事会(WEB開催)

日時:令和3年7月19日

議 事 次 第

議事

1.	近畿ブロック発注者協議会の連営	(報	告)
2.	協議会設置要領・運営規則(改正案)	(照	会)
3.	令和2年度近畿ブロック発注者協議会の取組	(報	告)
4.	新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組について	(意見:	交換)
5.	基準・要領システム等の標準化・共有化	(報	告)
6.	発注情報一括公表の取組	(報	告)
7.	その他(近畿地方整備局からの情報提供)	(情報	是供)

【配布資料】

- 〇 議事次第
- 〇 出席者名簿
- 資料-1 近畿ブロック発注者協議会の運営
- 資料-2 協議会設置要領・運営規則(改正案)
- 資料 3 令和 2 年度近畿ブロック発注者協議会の取組
- 資料-4 新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組について
- 資料-5 基準・要領システム等の標準化・共有化
- 資料 6 発注情報の一括公表の取組
- 資料-7 近畿地方整備局からの情報提供(営繕部)
 - ・営繕工事における各種取組
 - 官庁営繕の技術基準
 - 公共建築相談窓口
- 資料-8 近畿地方整備局からの情報提供(企画部)
 - ・週休2日確保に向けた取組
 - ・発注関係事務の運用に関する指針に基づく取組(測量、調査及び設計)
 - 災害復旧における入札契約方式のガイドラインの改正
 - ・近畿地方 i-Construction 大賞について
 - ・建設キャリアアップシステム(CCUS)について

【 今後の開催予定 】

・令和3年8月 5日 第14回協議会 @近畿地整(WEBに変更予定)

■近畿ブロック発注者協議会(第23回)幹事会 出欠予定表

<u>令和3年 7月19日(月) 14:00~</u>

大阪合同庁舎第1号館 第1別館2階大会議室

分類	144	大阪合同庁舎第1号館 第1別				
1 国	機 関 名 国土交通省 近畿地方整備局	部 署・役 職 企画部長	<u>氏名</u> 豊口 佳之	出欠出席	代理出席者の <u>所属・役職及び氏名</u>	随行者の所属・役職及び氏名
	国土交通省 近畿地方整備局		田中 信久			
2 国		総務部契約管理官		出席		
3 国	国土交通省 近畿地方整備局	総務部契約課長	山腰 祐司	出席		
4 国	国土交通省 近畿地方整備局	企画部技術調整管理官	増田 安弘	出席		
5 国	国土交通省 近畿地方整備局	企画部技術開発調整官	堤 英彰	出席		
6 国	国土交通省 近畿地方整備局	企画部総括技術検査官	八木 一也	出席		
7 国	国土交通省 近畿地方整備局	企画部技術管理課長	藤本 正典	出席		
8 国	国土交通省 近畿地方整備局	営繕部営繕品質管理官	川本 渉	出席		
9 国	国土交通省 近畿地方整備局	営繕部技術・評価課長	西森 浩史	出席		
10 国	国土交通省 近畿地方整備局	港湾空港部事業計画官	柴田 悟	出席		
11 国	国土交通省 近畿地方整備局	港湾空港部品質確保室長	山本 悟	出席		品質確保室補佐 松尾、地主
12 国	国土交通省 近畿運輸局	総務部会計課長	田端 宏史	代理出席	総務部会計課 課長補佐 日高 政美	
13 国	国土交通省 大阪航空局	技術管理官	地福 哲郎	出席		契約課 技術審査係長 風見 直樹
14 国	海上保安庁 第五管区海上保安本部	経理補給部経理課長	佐藤 裕哉	欠席		
15 国	 海上保安庁 第八管区海上保安本部	総務部経理課長	田鹿 丈康	欠席		
16 国	農林水産省 近畿農政局	農村振興部設計課長	能見 智人	代理出席	農村振興部設計課 技術審査官 三浦 忠治	
17 国	林野庁 近畿中国森林管理局	総務企画部経理課長	猿橋 徹	代理出席	経理課 課長補佐 山本 隆之	
18 国	防衛省 近畿中部防衛局		柚木 隆行	出席		調達部調達計画課 課長補佐 小西広見
19 国	警察庁 近畿管区警察局		梅澤淳	代理出席	 総務監察部会計課課長補佐 中本 勝久	
20 国	財務省 近畿財務局	管財総括第三課長	池田 靖	欠席	TO THE STATE OF TH	
21 国	財務省 大阪国税局 经注意类点 医维格克克莱毒		杉村勝之	欠席	소리표 토미竝 사사 병	
22 国	経済産業省 近畿経済産業局	総務企画部会計課長	内橋 研策		会計課 専門職 中村 隆	151
23 国	環境省近畿地方環境事務所	自然環境整備課長	木住野 泰明	代理出席	自然環境整備課長補佐 澤村 光治郎	なし
24 国	最高裁判所 大阪高等裁判所	会計課課長補佐	井筒 真理	出席		
25 地方公共団体	福井県	土木部土木管理課長	高木 宏之	代理出席	土木管理課参事 滝波栄治	なし
26 地方公共団体	滋賀県	土木交通部技術管理課長	速水 茂喜	出席		
27 地方公共団体	滋賀県	農政水産部農政課長	青田 朋恵	代理出席	農政水産部耕地課・課長補佐 細溝 元信	
28 地方公共団体	京都府	建設交通部理事(指導検査課長)	林 龍夫	出席		建設交通部指導検査課·主幹兼係長·安藤浩道
29 地方公共団体	京都府	農林水産部農村振興課長	田村 匠	出席		随行者なし
30 地方公共団体			南 健志	出席		都市整備部事業管理室技術管理課契約
31 地方公共団体			大串 隆男		 検査指導課契約検査グループ 補佐 向井哲	管理グループ長 中平健也 なし
32 地方公共団体			竹田 晃	10理山庙	快量拍导球矢利快量グルーク 補佐 同弁哲	7,40
33 地方公共団体		県土整備部土木局 技術企画課長	上田 英則	 代理出席	技術企画課 副課長 髙橋 篤志	技術企画課 技術管理班 主幹 福﨑誠
						及侧正圆珠 投票官连班 王轩 抽响就
34 地方公共団体	大 庫県	農政環境部農政企画局総務課長	柳田 順一	代理出席	総務課主幹(契約担当) 林 利一	技術管理課
35 地方公共団体	奈良県	県土マネジメント部技術管理課長	村田 淳	代理出席	県土マネジメント部 技術管理課 参事 奥田 幸司	主任調整員 北門 宏之
					英田 辛日	調整員 正影 典之
36 地方公共団体		食と農の振興部農村振興課長	長谷川 憲生			
37 地方公共団体	和歌山県	県土整備部技術調査課長	小井 宣秀	出席		技術調査課 主任 川口 史浩
38 地方公共団体	和歌山県	県土整備部公共建築課長	明石 和也	出席		公共建築課 企画保全班長 山形 昌之
39 地方公共団体	和歌山県	農林水産部農業農村整備課長	井賀 尚哉	代理出席	農林水産部農業農村整備課 計画調整班長 田村 喜規	
40 地方公共団体	京都市	建設局建設企画部監理検査課長	村田 隆	出席		建設局建設企画部監理検査課契約審査係長 橋本 航
41 地方公共団体	大阪市	建設局工事監理担当課長	野々内 幹夫	出席		
42 地方公共団体	堺市	建設局土木部参事(区局連携・監理・調整担	宮本 博行	出席		
43 地方公共団体		建設局担当部長(技術管理担当)	小谷 安彦	出席		建設局技術管理課担当係長 福田佳弘
44 地方公共団体			田口 春彦	欠席		
45 地方公共団体		町土整備課長	山崎 政弥	欠席		
					DO 4	
46 地方公共団体		契約検査課長	奥居 剛	出席	R3.4 櫛田から奥居に変更	
47 地方公共団体		企画振興課長	清水 純一郎	欠席		
48 地方公共団体		指導検査課長	大草 修	出席		
49 地方公共団体	井手町	理事(建設課長)	3E [27] A			
50 地方公共団体			西岡 久	出席		
	東大阪市	行政管理部契約検査室契約課	木原 庸貴	出席		
51 地方公共団体		行政管理部契約検査室契約課 総務課長			総務課 主査 汗部 滉太郎	
	岬町		木原 庸貴	出席	総務課 主査 汗部 滉太郎	
51 地方公共団体	岬町 相生市	総務課長	木原 庸貴	出席	総務課 主査 汗部 滉太郎	
51 地方公共団体 52 地方公共団体	岬町 相生市 佐用町	総務課長 財政部財政課長	木原 庸貴 寺田 晃久 寺田 大輔	出席 代理出席 出席	総務課 主査 汗部 滉太郎	
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体	岬町 相生市 佐用町 天理市	総務課長 財政部財政課長 総務課長	木原 庸貴 寺田 晃久 寺田 大輔 幸田 和彦	出席 代理出席 出席 出席	総務課 主査 汗部 滉太郎	
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長	木原 庸貴 寺田 晃久 寺田 大輔 幸田 和彦 松田 衛	出席 代理出席 出席 出席	総務課 主査 汗部 滉太郎	
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長	木原 庸貴 寺田 晃久 寺田 大輔 幸田 和彦 松田 衛 弓場 儀一郎	出席出席出席出席出席出席出席出席出席出席		
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長 総務課長	木原 庸貴 寺田 晃久 寺田 大輔 幸田 和彦 松田 衛 弓場 儀一郎 堀畑 明秀 栄迫 唯夫	出席 代理出席 出席 出席 出席 出席 代理出席	総務課 主査 汗部 滉太郎	
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体 58 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 に川本部施設管理課長	木原 庸貴 寺田 見久 寺田 九和彦 松田 衛 弓場 懐一郎 堀畑 明秀 栄力 唯夫 大黄	出席 代理出席 出席 出席 出席 出席 出席 出席		
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体 58 特殊法人 59 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 定川本部施設管理課長 建設事業部技術課長	木原 庸貴	出席 代理出席 出席 出席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出	総務課 係長 井浦 岐子	壮 /长紘 Ⅲ 邹
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体 58 特殊法人 59 特殊法人 60 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 に川本部施設管理課長 建設事業部技術課長 長大橋・技術部技術管理課長	木 寺 田 田 田 田 田 田 山 山 田 田 田 田 田 田 山 山 町 山 山 重 口 田 山 山 車 世 山 口 田 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	出席 代理席 出席		技術管理課 課長代理 石元 靖二
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体 58 特殊法人 59 特殊法人 60 特殊法人 61 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 定川本部施設管理課長 建設事業部技術課長 長大橋・技術部技術管理課長 技術部技術管理課長	木原 庸負	出席 代理席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席	総務課 係長 井浦 岐子	技術管理課 課長代理 石元 靖二 技術部技術管理課 平野 翔也
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体 58 特殊法人 59 特殊法人 60 特殊法人 61 特殊法人 62 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西·吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 定川本部施設管理課長 建設事業部技術課長 是大橋・技術部技術管理課長 技術部技術管理課長 技術・安全部長	木 寺 寺 幸 松 弓 堀 栄 犬 山 宮 東 高 橋 高 東 高 橋	出席 代理席 出席	総務課 係長 井浦 岐子	
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体 58 特殊法人 59 特殊法人 60 特殊法人 61 特殊法人 62 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 定川本部施設管理課長 建設事業部技術課長 長大橋・技術部技術管理課長 技術部技術管理課長	木原 庸負	出席 代理席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席	総務課 係長 井浦 岐子	
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体 58 特殊法人 59 特殊法人 60 特殊法人 61 特殊法人 62 特殊法人 63 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西·吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 定川本部施設管理課長 建設事業部技術課長 是大橋・技術部技術管理課長 技術部技術管理課長 技術・安全部長	木 寺 寺 幸 松 弓 堀 栄 犬 山 宮 東 高 橋 高 東 高 橋	出席 代理席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席 出出席	総務課 係長 井浦 岐子	
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体 58 特殊法人 59 特殊法人 60 特殊法人 61 特殊法人 62 特殊法人 63 特殊法人 64 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西·吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 新関西国際空港株式会社 独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 に川本部施設管理課長 建設事業部技術課長 長大橋・技術部技術管理課長 技術部技術管理課長 技術・安全部長	木 寺 幸 松 弓 堀 栄 犬 山 宮 東 高 阿 開 田 田 陽 畑 迫 童 ロ ロ 三 橋 部 標 年 上 良 勝	代理席 出出席席 出出 出 用席 席 席 席 出 席 席 席 席 席 席 席 席 席 席 席 席	総務課 係長 井浦 岐子	
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体 58 特殊法人 60 特殊法人 61 特殊法人 62 特殊法人 63 特殊法人 64 特殊法人 65 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西·吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 新関西国際空港株式会社 独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 定川本部施設管理課長 建設事業部技術課長 是大橋·技術部技術管理課長 技術部技術管理課長 技術・安全部長 総務課長 総務課長	木 寺 寺 幸 松 弓 堀 栄 犬 山 宮 東 高 阿 大 和 衛 儀 明 唯 眞 卓 典 千 良 勝 真 一 世 長 勝 真 一 世 縣 真	代理席 出出席 席出席 席 席 席 席 席 席 席 席 席 席 席 席 席 席 席	総務課 係長 井浦 岐子	
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体 58 特殊法人 60 特殊法人 61 特殊法人 62 特殊法人 62 特殊法人 64 特殊法人 65 特殊法人 65 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西·吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 新関西国際空港株式会社 独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館 独立行政法人国立文化財機構 奈良国立博物館	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 定川本部施設管理課長 建設事業部技術課長 是大橋・技術部技術管理課長 技術・安全部長 総務課長 総務課長	木 寺 寺 幸 松 弓 堀 栄 犬 山 宮 東 高 阿 大 津 庸 晃 大 和 衛 儀 明 唯 眞 卓 典 千 良 勝 真 憲 明 生 眞 典 千 良 勝 真 憲 一 治	代出 出出 出 出 出 出 出 出 出 出 出 出 出 出 出 出 出 出 出	総務課 係長 井浦 岐子	
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体 58 特殊法人 60 特殊法人 61 特殊法人 62 特殊法人 63 特殊法人 64 特殊法人 65 特殊法人 66 特殊法人 66 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西·吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 新関西国際空港株式会社 独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館 独立行政法人国立文化財機構 奈良国立博物館 独立行政法人国立美術館 京都国立近代美術館 独立行政法人国立美術館 国立国際美術館	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長 総務課長 総務課長 定川本部施設管理課長 建設事業部技術課長 是大橋・技術部技術管理課長 技術・安全部長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長	木 寺 寺 幸松 弓堀栄 犬山宮 東 高阿大津木 不庸 見 大 和衛 儀 明唯 眞 卓典 千 良 勝 真 憲 み 忠 書 の と しゅう まん おいまん おいまん かいまん かいまん かいまん はいい はい	代理出出出出出 出 出 出 知 知 知 知 知 知 知 知 出 出 出 出 出 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 欠 欠 理 理 知 席 席 席 席 席 席 席 席 常 席 席 代 出 席	総務課 係長 井浦 岐子	
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体 58 特殊法人 60 特殊法人 61 特殊法人 62 特殊法人 64 特殊法人 64 特殊法人 65 特殊法人 66 特殊法人 67 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 販神高速道路株式会社 新関西国際空港株式会社 独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館 独立行政法人国立文化財機構 奈良国立博物館 独立行政法人国立美術館 京都国立近代美術館 独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 独立行政法人国立文化財機構禁良文化財研究所 独立行政法人共立文化財機構禁度、	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長 総務課長 総務課長 建設事業部技術課長 建改事業部技術課長 長大橋・技術部技術管理課長 技術・安全部長 総務課長 総務課長	木寺寺幸松弓堀栄犬山宮東高阿大津木不佐原田田田場畑迫童ロロ 橋部西嵜村藤野 は 単千良勝真憲み忠正 は 神春正 一治じ義和 の は	代出出出出出出出出出 化 欠 欠 理 出理 出出 出出 出出 出出 出 出	総務課 係長 井浦 岐子	技術部技術管理課 平野 翔也
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体 58 特殊法人 60 特殊法人 61 特殊法人 62 特殊法人 62 特殊法人 64 特殊法人 65 特殊法人 65 特殊法人 66 特殊法人 67 特殊法人 68 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西·吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社 販神高速道路株式会社 新関西国際空港株式会社 独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館 独立行政法人国立文化財機構 奈良国立博物館 独立行政法人国立美術館 京都国立近代美術館 独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局 独立行政法人統道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局	総務課長 財政部財政課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 に川本部施設管理課長 建設事業部技術課長 長大橋・技術部技術管理課長 技術部技術管理課長 技術・安全部長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課	木 寺 寺 幸松 弓堀栄犬 山宮 東高阿大津木 不佐川原田田田場畑 迫童ロロ に橋部西 嵜村藤野上庸鬼大和衛 儀明唯眞 卓典千良勝 真憲み 忠正潤 しば 春正 一治じ義和 川田田田田田田田田田田田田 は 東千良勝 真憲み 忠正潤	代理出出出出出出用席席出期 出出出出出出的代理出理出出的大久 欠理出理出出的大久 欠理出理出席大久 欠理出席代出代出代出	総務課 係長 井浦 岐子	技術部技術管理課 平野 翔也
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団団体 56 地方公共団団体 57 地方公共 団体 58 特殊法人 60 特殊法人 61 特殊法人 62 特殊法人 64 特殊法人 65 特殊法人 66 特殊法人 66 特殊法人 67 特殊法人 68 特殊法人 69 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西·吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 新関西国際空港株式会社 独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館 独立行政法人国立文化財機構 奈良国立博物館 独立行政法人国立美術館 京都国立近代美術館 独立行政法人国立美術館 京都国立近代美術館 独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局 独立行政法人新市再生機構 西日本支社	総務課長 総務課長 総務課長 総務課付課長 産業建設課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 定川本部施設管理課長 建設事業部技術課長 長大橋・技術部技術管理課長 技術・安全部長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課	木寺寺幸松弓堀栄犬山宮東高阿大津木不佐川宮原田田田場畑迫童ロロ 橋部西嵜村藤野上本庸晃大和衛儀明唯眞卓典千良勝真憲み忠正潤洋貴の輔彦 郎 はば 中 と は は ままいま は ままいま しょうしょう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしん はんしんしんしんしん はんしんしんしんしんしんしんしんしん	代理出出出出出出出出出出出出出出出出出出的代理出出出出欠欠欠理出理出出出欠欠欠理出理出出出的人工<	総務課 係長 井浦 岐子	技術部技術管理課 平野 翔也
51 地方公共団体 52 地方公共団体 53 地方公共団体 54 地方公共団体 55 地方公共団体 56 地方公共団体 57 地方公共団体 58 特殊法人 60 特殊法人 61 特殊法人 62 特殊法人 64 特殊法人 65 特殊法人 66 特殊法人 67 特殊法人 67 特殊法人 68 特殊法人 69 特殊法人	岬町 相生市 佐用町 天理市 天川村 橋本市 九度山町 独立行政法人水資源機構 関西·吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社 関西支社 本州四国連絡高速道路株式会社 販神高速道路株式会社 新関西国際空港株式会社 独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館 独立行政法人国立文化財機構 奈良国立博物館 独立行政法人国立美術館 京都国立近代美術館 独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局 独立行政法人統道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局	総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長 総務課長	木 寺 寺 幸松 弓堀栄犬 山宮 東高阿大津木 不佐川原田田田場畑 迫童ロロ に橋部西 嵜村藤野上庸鬼大和衛 儀明唯眞 卓典千良勝 真憲み 忠正潤 しば 春正 一治じ義和 川田田田田田田田田田田田田 は 東千良勝 真憲み 忠正潤	代理出出出出出出用席出期 出出出出出出的代理出理出出的大久 欠理出理出大久 欠理出大久 欠理出代出代出代出	総務課 係長 井浦 岐子	技術部技術管理課 平野 翔也

近畿ブロック発注者協議会の運営

令和3年7月19日近畿地方整備局



近畿地方整備局

令和3年度近畿ブロック発注者協議会実施体制



運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

■近畿ブロック発注者協議会の体制

- 〇公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、<u>発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック</u> <u>発注者協議会を設置</u>(平成20年度に設置)
- 〇各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設(H28.4)

■近畿ブロック発注者協議会の構成図

- ■近畿ブロック発注者協議会
 - ○国の機関 14機関 国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、 環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、 高等裁判所
 - 〇地方公共団体 25機関 7府県、4政令市、14市町村
 - 〇特殊法人等 14機関
- ■近畿ブロック発注者協議会 幹事会 〇発注者協議会の53機関
 - 運営分科会
 - ・工事検査分科会(H28.4設置)



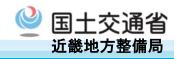
- ■府県毎地域発注者協議会
 - 〇福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
 - 〇全市町村(211市町村)
 - 〇近畿地方整備局
 - 〇政令市 (オブザーバー)



分科会

滋賀県・大阪府(平成28年度)、京都府(平成29年度)、兵庫県(平成30年度)に分科会を設立

近畿ブロック地域発注者協議会 成果



○全国統一指標、発注見通しの統合公表の取組状況ともに改善

◆成果

- ■全国統一指標(平成29年度より)
- ①適正な予定価格の設定
 - ●最新の積算基準と基準適用外の要領を整備

65% (H29.7) 94% (R3.5)



●最新単価を用いて積算を実施

77% (H29.7) 91% (R3.5)



- ②適切な設計変更
 - ●設計変更ガイドラインを策定、活用

19% (H29.7) 68% (R3.5)



- ③施工時期の平準化(件数)
 - ●平準化率0.6以上の機関数

46% (H29.7) 49% (R1.6)



- ■発注見通しの統合公表(平成29年7月より)
- ●参加団体の割合

5% (H30.9)



100% (R1.7)

◆近畿地方整備局の取組

- ●地域発注者協議会への地整職員の出席 具体的な課題等の把握を行うとともに、 積極的に情報提供や意見交換を実施
- ●近畿ブロック発注者協議会にあわせ局長と 参加市町村長との意見交換会を開催
- ●地整工事検査への自治体職員の臨場 R1 16工事(府県21名、市町村3名)
- ●自治体総合評価審査委員へ地整職員の派遣 自治体からの依頼に応じ、管内事務所から 職員を委員として派遣
- ●自治体への出前講座の実施 R2 110名派遣 (2府県、2市町村)



《和歌山県地域発注者協議会の開催状況》

令和3年度近畿ブロック発注者協議会スケジュール



		令和	2年度	令和3年度				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
近畿ブロック発注者協議会								
協議会			☆10月(書面)			☆8/5		
幹事会		☆7月(書面)		☆3月(書	面)	☆7/19		
運営分科会			1		☆ 6/1	.8		
·工事検査分科会			☆10/14 ☆12	2/9 ☆2/9 I				
各府県地域発注者協議会								
•福井県			☆10/28分					
・滋賀県		☆	9/14分 ☆12 ☆10/30分 ☆1	2月協(書面) 2/24分 ☆3/1:	分 (書面)	☆7/20協(v ☆7/26á		
▼京都府			☆10月協(書	面) ☆2月分	(書面)			
- 大阪府				☆2月協(書	面)			
- 兵庫県				☆3月]分·協(書面)	☆8/2	0協	
•奈良県			☆11月協(書面)				
•和歌山県	☆4/30幹(書面 ☆6/17t					幹(書面) ☆7月協(書面)		

※ 協:協議会、幹:幹事会、分:分科会

幹事会(R3.3 書面開催)

- ・近畿ブロック発注者協議会の運営
- ・令和2年度近畿ブロック発注者協議会の取組
- ・基準・要領システム等の標準化・共有化
- 発注者情報一括公表の取組

分科会 (R3.6.18) ➡ 幹事会(R3.7.19)

- ・近畿ブロック発注者協議会の運営
- ・令和2年度近畿ブロック発注者協議会の取組
- ・新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組について
- ・基準・要領システム等の標準化・共有化
- ·発注者情報一括公表の取組

協議会 (R3.8.5)

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領(改正案)

(名称)

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、

発注者の責務を果たすため、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整等を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 発注者間相互の連携及び協力
- 三 発注者への支援
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局農村振興部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村委員は各府県市長会会長、町村会会長をもってあてる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長または会長が指名する者が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

- 第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、 幹事長が招集する。
- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村幹事は各府県市長会会長、町村会会長を担当する市町村技術管理主管部長 (課長)等をもってあてる。

(分科会)

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

(地域発注者協議会)

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て 処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

- 附 則 この要領は、平成20年11月13日から施行する。
 - この要領は、平成27年3月24日から施行する。
 - この要領は、平成27年8月24日から施行する。
 - この要領は、平成28年8月22日から施行する。
 - この要領は、平成29年8月9日から施行する。
 - この要領は、平成30年8月6日から施行する。
 - この要領は、令和元年8月7日から施行する。
 - この要領は、令和2年 7月から施行する。
 - この要領は、令和3年8月5日から施行する。

第4条関係(委員)

会 長 国土交通省 近畿地方整備局長

副 会 長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部長

副 会 長 代表府県部長

委員 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部長

財務省 近畿財務局 管財部長

財務省 大阪国税局 総務部次長

農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部長

経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部長

国土交通省 近畿地方整備局 総務部長

国土交通省 近畿地方整備局 企画部長

国土交通省 近畿地方整備局 営繕部長

国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部長

国土交通省 近畿運輸局 総務部長

国土交通省 大阪航空局 空港部長

国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部長

国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部長

環境省 近畿地方環境事務所長

防衛省 近畿中部防衛局 調達部長

大阪高等裁判所 会計課長

福井県 土木部長

滋賀県 土木交通部長

滋賀県 農政水産部長

京都府 建設交通部長

京都府 農林水産部技監

大阪府 都市整備部長

大阪府 環境農林水産部長

兵庫県 県土整備部長

兵庫県 農政環境部長

奈良県 県土マネジメント部長

奈良県 農林部長 食と農の振興部長

和歌山県 県土整備部長

和歌山県 農林水産部長

京都市 建設局長

大阪市 建設局長

堺市 建設局長

神戸市 建設局長

福井市長

池田町長

東近江市長

豊郷町長

綾部市長 舞鶴市長

井手町長

松原市長 東大阪市長

岬町長

相生市長

佐用町長

奈良市長 天理市長

高取町長 天川村長

橋本市長

みなべ町長九度山町長

(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部長

西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 長大橋技術センター長 長大橋・技術部長

阪神高速道路(株) 技術部長

新関西国際空港(株) 技術・安全部長

(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長

(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 副館長

(独)国立美術館 京都国立近代美術館 館長

(独)国立美術館 国立国際美術館 館長

(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部長

(独)鉄道建設•運輸施設整備支援機構 大阪支社 北陸新幹線建設局 総務部長

(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長

(国研)日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証本部 事業管理部長

日本下水道事業団 近畿総合事務所 事務所長

第6条関係(幹事)

幹事長 国土交通省 近畿地方整備局 企画部長

副幹事長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課長

副幹事長 代表府県課(室)長

幹 事 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部 会計課長

財務省 近畿財務局 管財総括第三課長

財務省 大阪国税局 営繕監理官

農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部 経理課長

経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 会計課長

国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約管理官

国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調整管理官

国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官

国土交通省 近畿地方整備局 企画部 総括技術検査官

国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 営繕品質管理官

国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 事業計画官

国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課長

国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課長

国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課長

国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 品質確保室長

国土交通省 近畿運輸局 総務部 会計課長

国土交通省 大阪航空局 技術管理官

国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部 経理課長

国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部 経理課長

環境省 近畿地方環境事務所 自然環境整備課長

防衛省 近畿中部防衛局 調達部 調達計画課長

大阪高等裁判所 会計課長補佐

福井県 十木部 十木管理課長

滋賀県 土木交通部 技術管理課長

滋賀県 農政水産部 農政課長

京都府 建設交通部 建設交通部理事(指導検査課長)

京都府 農林水産部 農村振興課長

大阪府 都市整備部 事業管理室 技術管理課長

大阪府 環境農林水産部 検査指導課長

大阪府 総務部契約局 建設工事課長

兵庫県 県土整備部 県土企画局 技術企画課長

兵庫県 農政環境部 農政企画局 総務課長

奈良県 県土マネジメント部 技術管理課長

奈良県 農林部 食と農の振興部 農村振興課長

和歌山県 県土整備部 技術調査課長

和歌山県 県土整備部 公共建築課長

和歌山県 農林水産部 農業農村整備課長

京都市 建設局 監理検査課長

大阪市 建設局 工事監理担当課長

堺市 建設局 土木部 参事(区局連携·監理·調整担当)

神戸市 建設局 担当部長(技術管理担当)

福井市 財政部長

池田町 町土整備課長

東近江市 契約檢查課長

豊郷町 企画振興課長

綾部市 監理課長 舞鶴市 指導検査課長

井手町 理事(建設課長)

松原市 総務部契約検査室長 東大阪市 行政管理部契約検査室契約課長

岬町 総務課長

相生市 財政部財政課長

佐用町 総務課長

奈良市 契約課長 天理市 総務課付課長

高取町 総務課長 天川村 産業建設課長

橋本市 総務課長

みなべ町 総務課長 九度山町 総務課長

(独)水資源機構 関西·吉野川支社 淀川本部施設管理課長

西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長

本州四国連絡高速道路(株) 長大橋技術センター

長大橋·技術部 技術管理課長

阪神高速道路(株) 技術部 技術管理課長

新関西国際空港(株) 技術・安全部長

(独)国立文化財機構 京都国立博物館 総務課長

(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課長

(独)国立美術館 京都国立近代美術館 総務課長

(独)国立美術館 国立国際美術館 総務課長

(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所

研究支援推進部 研究支援課長

(独)鉄道建設•運輸施設整備支援機構 大阪支社 北陸新幹線建設局

総務部 契約課長

(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務·品質管理課長 (国研)日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 事業管理部調達課長 日本下水道事業団 近畿総合事務所 施工管理課長

「近畿ブロック発注者協議会」運営規則

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

記

第3条関係

【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

第4条、第7条関係

【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、 以下の順番制とする。

平成25年度 和歌山県 平成26年度 兵庫県 平成27年度 大阪府 平成28年度 京都府 平成29年度 滋賀県 平成30年度 福井県 令和元年度 奈良県 令和 2年度 和歌山県 令和 3年度 兵庫県 令和 4年度 大阪府 令和 5年度 京都府 令和 6年度 滋賀県 令和 7年度 福井県 令和 8年度 奈良県 令和 9年度 和歌山県

令和2年度近畿ブロック発注者協議会の取組

令和 3年 7月19日 近畿地方整備局



令和2年度近畿ブロック発注協の取組



1.【適切な設計変更】 <全国統一指標>

- ⇒ 変更手続の円滑な実施を目的として、<mark>ガイドライン</mark>(設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要となる書類の例等についてとりまとめた指針)の策定に努め、これを活用する。
- ⇒ 施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

2.【施工時期等の平準化】 <全国統一指標>

⇒ 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた<u>適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化に努める。</u>

3.【適正な予定価格の設定】 <全国統一指標>

- ⇒ 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。
- ⇒ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。

4. 【ダンピング対策】

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

5. 【入札契約方式の選択】

⇒各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、 適用する。

各機関における入札契約方式について、実情に応じ、総合評価落札方式の適応を検討する。

適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)



運用指針本文:

<u>変更手続の円滑な実施</u>を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要となる書類の例等についてとりまとめた<u>指針の策定に努め、これを活用</u>する。

【指標】 品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

【定義】関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について 条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

【指標分類】

a:ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施。

b: 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施。

c: 設計変更を実施していない。



【近畿目標】 ・府県・政令市のガイドラインの活用状況について確認。

すべての市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図れるように推進を図る。

適切な設計変更(ガイドラインの策定・活用状況)



a:指針を策定し、 活用している 144 市町村

68%

令和3年5月現在

b:指針を策定し ていないが設計変

更を実施している

67 市町村

【現状】

府 県

● 全府県でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。

政令指定都市

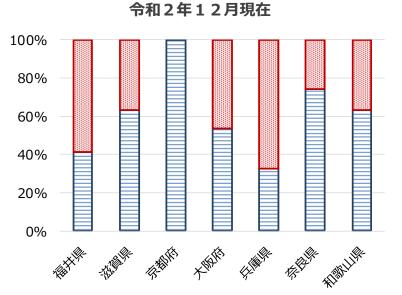
● 全政令指定都市でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している。

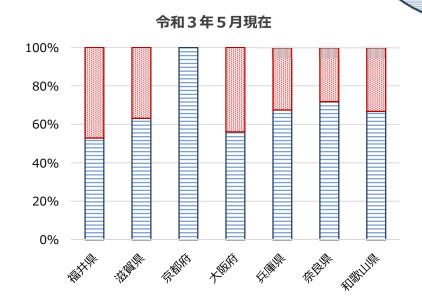
市町村

- 全ての市町村で設計変更を実施していると回答(入契法調査)
- ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 127市町村(60%)R2.12 ⇒ 144市町村(68%)R3.5
- 策定していないが設計変更を実施 84市町村(40%)R2.12 ⇒ 67市町村(32%)R3.5

市町村におけるガイドラインの策定状況はR2.12からR3.5で60%から68%に増加。

⇒ 「設計変更ガイドラインの策定」について、引き続き推進を図る。





■ b:指針を策定していないが設計変更を実施している

■a:指針を策定し、活用している

発注や施工時期等の平準化(地方公共団体における取組(さ・し・す・せ・そ))



地方公共団体における平準化の取組事例について ~平準化の先進事例「さしすせそ」~【第4版】 令和2年4月 土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

https://www.mlit.go.jp/common/001344000.pdf

① (さ)債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

②(し)柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で 円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手 方式等を積極的に活用

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

③(す)速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手 難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結 果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④(せ)積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤(そ)早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4~6月)における 工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

施工時期等の平準化



【現状】

実施率

府県·政令指定都市

- ①債務負担行為の活用は100%実施。
- ②柔軟な工期設定は82%(令和2年12月調べ) ⇒82%(令和3年5月調べ)を維持。
- ③速やかな繰越し手続き73%(令和2年12月調べ)⇒73%(令和3年5月調べ)を維持。
- ④積算の前倒し91%(令和2年12月調べ)⇒91%(令和3年5月調べ)を維持。
- ⑤早期執行のための目標設定100%(令和2年12月調べ)⇒100%(令和3年5月調べ)を維持。

施工時期等の平準化【府県・政令市】

心上时只	- 吋朔寺の十年10【府県・以市巾】											
		「地方公共団体における平準化の取組事例について」より抜粋										
	①債務負担行為	②柔軟な工期 の設定	③速やかな	④積算の	⑤早期執行の	Dための目標設定						
	の活用	(余裕期間制度の 活用)	繰越手続	前倒し		R3年度設定目標	R2年度達成状況	R2年度設定目標				
福井県	0	0	0	0	0	平準化率 0 . 7 6 (R7.3)	平準化率0.68(R元年度)	平準化率0.8				
滋賀県	0	0	0	0	0	平準化率85%以上	平準化率80%	平準化率85%以上				
京都府	0	0	0	0	0	上半期約530億円発注	R2年度設定目標 達成	上半期約530億円の発注目標				
大阪府	0			0	0	上半期入札公告率95%を目標として設定	上半期入札公告率85%	上半期入札公告率94%を目標として設定				
兵庫県	0	0		0	0	上半期発注70%	70.10%	上半期発注70%				
奈良県	0	0	0	0	0	設計金額5千万円以上の工事について、工程上やむを得ないものなどを除いて上半期発注	上半期発注率50%(金額)	設計金額5千万円以上の工事について、工程上やむを得ないものなどを除いて上半期発注				
和歌山県	0	0	0	0	0	72.7%(進行管理対象工事の当初予算と未契約 繰越を合わせた上半期発注率の計画値)	43.9%(進行管理対象工事の当初予算と未契 約繰越を合わせた上半期発注率の計画値)	55.5%(進行管理対象工事の当初予算と未契約 繰越を合わせた上半期発注率の計画値)				
京都市	0	0	\circ	0	0	各工事担当部署で設定	各工事担当部署毎に評価	各工事担当部署毎に設定				
大阪市	0	0			0	R 5年度を目標に国が示す参考指標の平準化率 0.8を目指す。	債務負担行為、余裕期間制度を有効に活用。	R 5年度を目標に国が示す参考指標の平準化率 0.8を目指す。				
堺市	0		\circ	0	0	国から示された平準化率0.8を目指す	未確定	国から示された平準化率0.8を目指す				
神戸市	0	0	0	0	0	上半期発注64%	達成率 72%	上半期発注62%				
合計	11	9	8	10	11		「地方公共団体における平準化の	取組事例について」より抜粋				
取り組み	100%	82%	73%	91%	100%	施工時期等の平準化	○ 矛動 か 丁田 の 🌡					

施工時期等の平準化 『市町村』 ^{為の活用}

_	市町村】	①債務負担行 為の活用	設定 (余裕期間制度 の活用)	③速やかな繰越手続	④槓算の 前倒し	⑤早期執行のた めの目標設定
	福井県	10	1	15	6	11
	滋賀県	5	5	5	11	17
	京都府	13	2	18	19	15
	大阪府	23	4	10	23	11
	兵庫県	32	10	18	19	26
	奈良県	5	5	20	7	14
	和歌山県	9	3	12	13	29
	合計	97	30	98	98	123
	取り組み実施率	46%	14%	46%	46%	58%

施工時期等の平準化

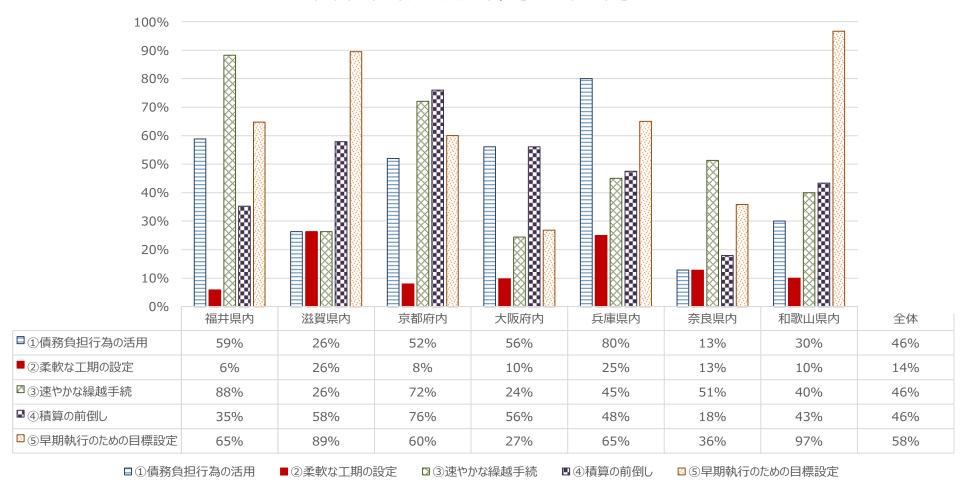


【現状】

市町村

- ①債務負担行為の活用42 %(令和2年12月調べ) ⇒46%(令和3年5月調べ)に上昇。
- ②柔軟な工期の設定12 % (令和2年12月調べ) ⇒14%(令和3年5月調べ)に上昇。
- ③速やかな繰越手続42 %(令和2年12月調べ)⇒46%(令和3年5月調べ)に上昇。
- ④積算の前倒し44 %(令和2年12月調べ) ⇒46%(令和3年5月調べ)に上昇。
- ⑤早期執行の目標設定58%(令和2年12月調べ)⇒58%(令和3年5月調べ)を維持。

平準化率(項目実施率)【211市町村】



適正な予定価格の設定(積算基準)



運用指針本文:

- ▶ 予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための<u>適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保</u>することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- ▶ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。

【指標】 最新の積算基準の運用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)

【定義】

- 最新の積算基準:1年(営繕の場合は2年)以内に更新されている積算基準。
- 基準対象外(小規模土工など)の際の対応状況:見積り等により積算する要領を整備し運用しているか。

【指標分類】

- a: 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領(※)を整備し、活用。
- b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領(※)は整備していない。
- c:その他。
 - ※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む。
- ✓ 積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している 歩掛かりについては見積もり等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。



【近畿目標】 全ての市町村において『最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領が未整備(b)』 が約1割あり、引き続き要領の整備について推進を図る。

適正な予定価格の設定(積算基準)



令和3年5月現在

198 市町村

b 最新の積算 基準を適用し ているが、基準

範囲外の場合 の要領は整備

13 市町村

【現状】

府 県

●全府県で最新の積算基準を適用。基準適用外の場合の要領も整備している。

政令指定都市

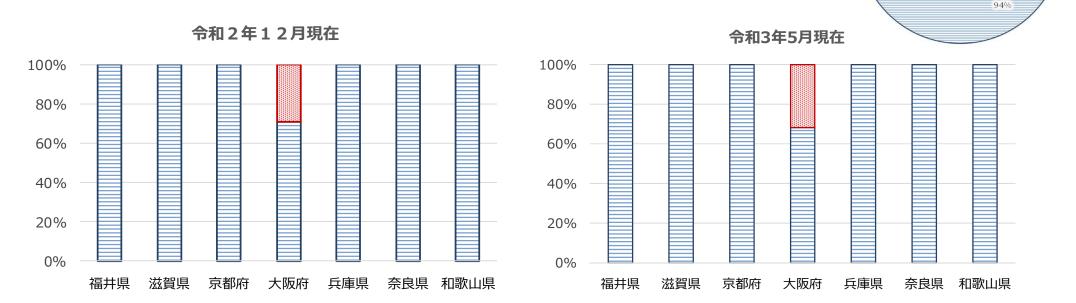
●全政令指定都市で、最新の積算基準を適用。基準適用外の場合の要領も整備している。

市町村

●積算基準適用外の場合の要領(見積り等により積算する要領)を整備している。 198市町村(94%)R3.5

市町村における基準外の場合の要領(見積り等により積算する要領)」が整備されているのは94%。

⇒ 引き続き「要領」の作成に向け推進を図る。



- 図 c その他(基準以外に一定のルールを定めている場合を含む)
- b 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領は整備していない
- 日_a最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用

適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)



運用指針本文:

▶ 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格 を適切に反映する。

【指標】単価の更新頻度

【定義】使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。

※ 対象は、物価資料等に掲載のあるものとする。

【指標分類】

a: 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)。

b:3ヶ月以内。 c:6ヶ月以内。 d:12ヶ月以内。 e:それ以上。

✓ 資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。



【近畿目標】 6ヵ月以上単価を見直していない市町村もあり、市町村の現状を踏まえ最新単価を採用できるよう推進を図る。

適正な予定価格の設定(単価の更新頻度)



【現状】

府 県

● 全府県で最新単価を使用している。

政令指定都市

● 全政令指定都市で最新単価を使用している。

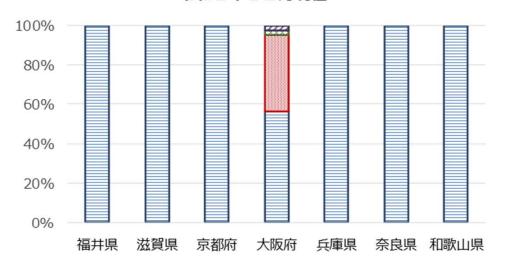
市町村

- 最新単価を使用している 192市町村(91%)R3.5
- ▶ 府県によりバラツキが見られる。

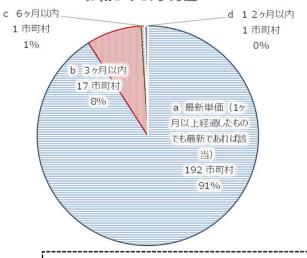
各府県間で単価の更新頻度状況に乖離が見られる。

⇒ 最新単価の活用を推進

令和2年12月現在

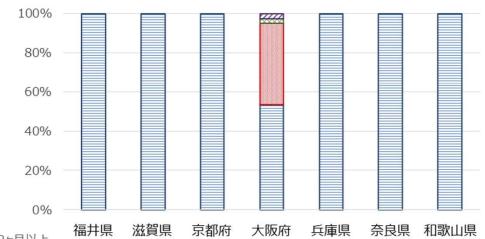


令和3年5月現在



※ 土木以外(建築・下水等)では、a以外の回答もあり、発注担当部署間のバラツキ(a、b混在)ある場合⇒ a:最新単価 に計上

令和3年5月現在



□e 12ヶ月以上

☑d 12ヶ月以内

☑c 6ヶ月以内

■b 3ヶ月以内

■a 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)

ダンピング受注の防止(低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用)



運用指針本文:

- ▶ ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- ✓ 低入札価格調査制度の調査基準価格は中央公契連最新モデル(H29→H31一部改定)、最低制限価格においては中央公契連最新モデル(H29→H31一部改定)を参考に適切に見直す。

【指標分類】

(基準価格算定モデル(公契連モデル式の時点))

a: 最新モデル(H31) 同等。b: 旧モデル(H29以前) 同等。c: その他(非公表・独自モデル等)



【近畿目標】 中央公契連モデルを踏まえ、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、その算定 方式の改訂等により適切に見直す。

ダンピング受注の防止(低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入)



【現状】

府 県·政令指定都市

● 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用している。

市町村

● 1市が最低制限価格のみ導入(R2.12調べ)⇒低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用 (R3.5調べ)【吉野郡大淀町】

近畿ブロック発注者協議会調べ(R3.5)

府県・政令指定都市を除く

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿ブロック管内
最低制限価格制度のみ導入	10	14	19	25	23	29	19	139
低入札価格調査制度のみ導入済み	0	0	0	0	0	0	0	0
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	7	5	6	16	17	10	11	72
いずれの制度も導入しない	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村件数	17	19	25	41	40	39	30	211

ダンピング受注の防止(基準価格を公契連最新モデル[H31]に更新活用)

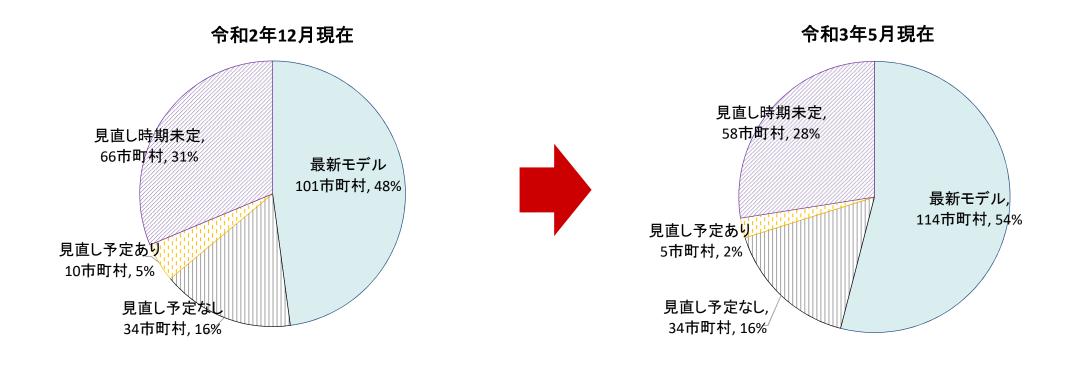


府 県・政令指定都市

● すべての府県·政令市で低入札調査基準価格の最新モデル(H31)を使用している。

市町村

- 最新モデル(H31)を使用している 101市町村(48%)R2.12 ⇒ 114市町村(54%)R3.5
- 旧モデル(H29以前)同等、またはその他(非公表・独自モデル等)のうち、 見直しを予定していない市町村 34市町村(16%)R2.12 ⇒ 34市町村(16%)R3.5



⇒「最新モデルへの見直し予定のない市町村に対し、「適切な見直し」について引き続き推進を図る。

入札契約方式の選択(総合評価落札方式の推進)



運用指針本文:

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めるよう努める。(※)

公共工事の品質確保を図るためには、<u>価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重</u>要である。

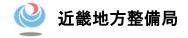
(※)各地方公共団体で作成のガイドラインに規定された総合評価落札方式の対象となる工事



【近畿目標】

- ○府県政令市においては、各団体で策定しているガイドラインに基づく発注方式を選択することを推進する。
 - 一定規模以上の発注金額等(各府県市町村のガイドラインにおいて総合評価落札方式で発注することを 規定されている金額等の条件)の場合、総合評価落札方式を原則として、工事件数、実施率を拡大する。
- ○**市町村**においては、工事難易度・金額等から価格以外の性能を求める余地が少ないことから、<u>市町村向け</u> 簡易型等の導入など、各公共団体の状況を踏まえ多様な入札契約方式について検討。

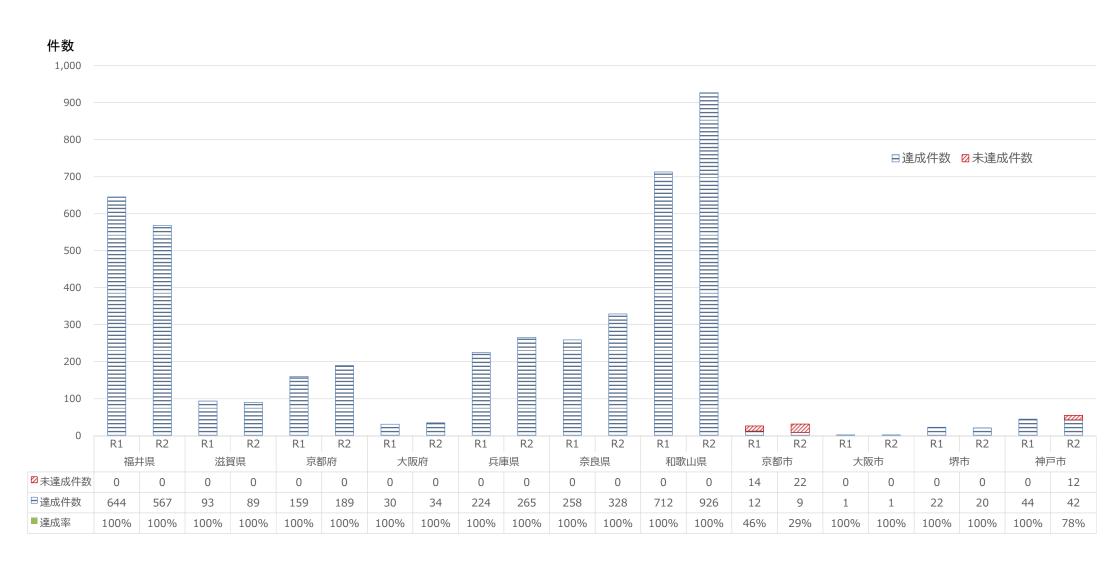
入札契約方式の選択(総合評価落札方式の推進)



府 県・政令指定都市

総合評価落札方式の工事件数 R1年度 2,199件 ⇒ R2年度 2,470件

(近畿ブロック府県・政令市の合計値)



週休2日の取組みに関するアンケート

週休2日の取組状況(府県・政令市・市町村)

・建築丁事については一般社団法人日本建設業連合会

日当り施工量から基準工期を算出し、雨休率、準備後片

作成の建築工事適正工期算定プログラムを参考利用



1. どのような方法で工期を算定されていますか

府県・政令市

福井県

滋賀県

京都府

大阪府

兵庫県

奈良県

和歌山県

京都市

大阪市

堺市

神戸市

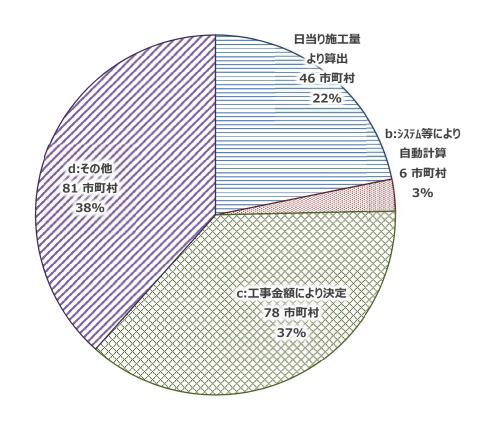
【選択式】 【自由記述欄】 a:工事金額により決定 b:システム等により自動計算 その他を選択された場合は具体的な内容 c:日当り施工量より算出 d:その他 d:その他 工事金額、施工量、工種等から算定 c:日当り施工量より算出 ・標準作業量から施工するのに必要な日数を算出する。 c:日当り施工量より算出 ・工事価格1億円以下の工事については、国交省の標準 丁期試算式を用いて算定 c:日当り施丁量より算出 d:その他 設計額・工種・施工量等から算定 ・十木丁事については工程表作成支援システムにより算出

積み上げにより算定

付期間を考慮して決定

積み上げにより算定

市町村



令和3年5月調べ

d:その他

d:その他

d:その他

d:その他

c:日当り施工量より算出

c:日当り施工量より算出

週休2日の取組状況(府県・政令市・市町村)

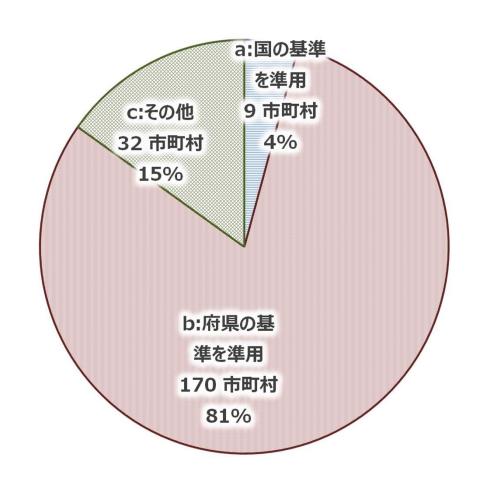


2. 工期算定にあたり使用している基準について教えて下さい。

府県・政令市

市町村

	【選択式】	【自由記述欄】
	a:国の基準を準用	基準範囲外の場合の要領等を整備していない
	b:府県の基準を準用	理由
	c:その他	
福井県	a:国の基準を準用	
滋賀県	a:国の基準を準用	
京都府	a:国の基準を準用	
大阪府	a:国の基準を準用	
兵庫県	a:国の基準を準用	
奈良県	c:その他	・土木工事ついては国の基準を準用 ・建築工事については一般社団法人日本建設 業連合会作成の建築工事適正工期算定プロ グラムを参考利用
和歌山県	a:国の基準を準用	
京都市	a:国の基準を準用	
大阪市	a:国の基準を準用	
堺市	a:国の基準を準用	
神戸市	c:その他	国の基準を参考に、本市としての工期設定の考 え方を作成し使用している。



週休2日の取組状況(府県・政令市・市町村)

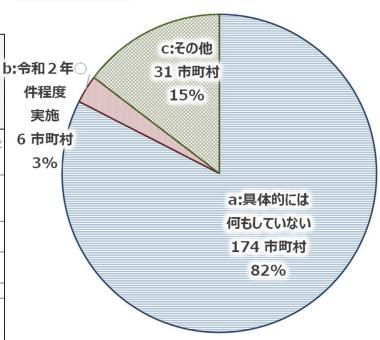


3. 週休2日の取組状況について教えてください。

府県・政令市

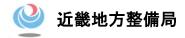
	【選択式】 a:具体的には何もしていない b:令和2年○件程度実施 c:その他	【自由記述欄】 その他を選択された場合は具体的な内容 (bを選択された場合もこちらに具体的な件数 を記載してください)	【自由記述欄】 (週休2日の取組実績があると回答いただいた場合のみ、 回答ください) 週休2日にかかる費用計上を行った工事はありますか。また、 その場合どのような算定方法で計上されていますか。
福井県	b:令和2年○件程度実施	954件(週休 2 日) 285件(完全週休 2 日) 令和3年3月末時点	週休2日は4週7休、完全週休2日は4週8休の国補正率を 提供
滋賀県	b:令和2年○件程度実施	R2 550件実施 ・受注者希望型 77件 ・発注者指定型 473件	費用計上あり 算定方法は国交省と同様
京都府	b:令和2年〇件程度実施	令和3年度3月末時点 41件実施(完了34件、施工中7件)	現場閉所を確認の上、実績に応じて費用を計上
大阪府	b:令和2年〇件程度実施	令和2年度週休2日対象工事発注件数:約 600件	費用計上あり。算定方法は国の基準を準用。
兵庫県	b:令和2年〇件程度実施	892	費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
奈良県	c:その他	・土木工事については令和2年度401件を受注者希望型で実施 ・建築工事については令和4年度から週休2日 促進工事(試行)を実施予定	土木工事については、週休2日で実施した工事は費用を計上している。算定方法は、実施状況に合わせて、国の基準に準じ労務費・機械経費・共通仮設費・現場管理費の率補正を変更計上している。
和歌山県	b:令和2年○件程度実施	58件	国の基準に基づき費用を計上
京都市	b:令和2年○件程度実施	令和2年度69件実施	令和2年度6件計上(国の費用計上方法を準用)
大阪市	b:令和2年○件程度実施	小額工事等を除く原則全ての工事を対象(令和2年度対象:792件)	費用計上は未実施 (令和3年度からの順次適用を予定)
堺市	b:令和2年○件程度実施	令和2年度発注案件にて、 16件程度実施予定 (対象工事:総合評価落札方式)	国の費用計上方法を準用
神戸市	b:令和2年○件程度実施	本市が発注する工事は原則すべての工事を週 休2日の対象として取り組んでいる。 (R3.5時点の対象:496件)	土木工事、建築・建築設備工事については、週休2日にかかる費用計上を行っている。 算定方法は国の基準に準じている。 (土木工事:R2.4~、建築工事:R3.6~)

市町村



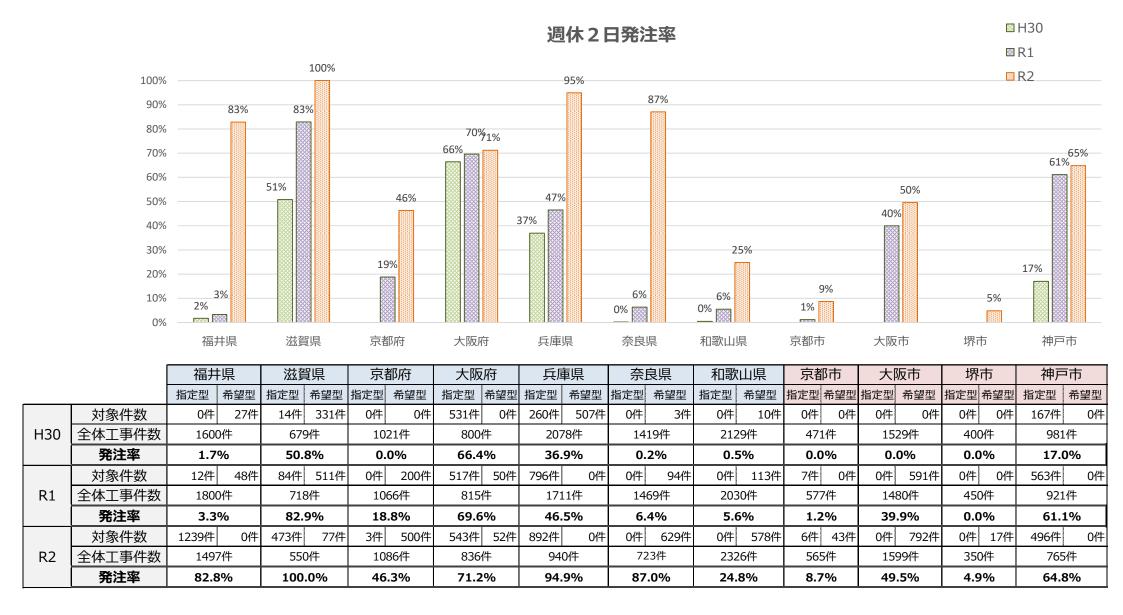
週休2日の取組状況

- ·導入済 · · · · 1 1 市町村 (福井市、犬上郡多賀町、豊中市、松原市、 門真市、東大阪市、芦屋市、西脇市、 宍粟市、桜井市、磯城郡三宅町)
- ・導入検討中・・・・・・ 8 市町村 (鯖江市、甲賀市、高槻市、富田林市、西 宮市、豊岡市、美方郡香美町、和歌山市)



週休2日対象工事発注率 H30年度 14% ⇒ R1年度28% ⇒ R2年度 56%

(近畿ブロック府県・政令市の合計値)



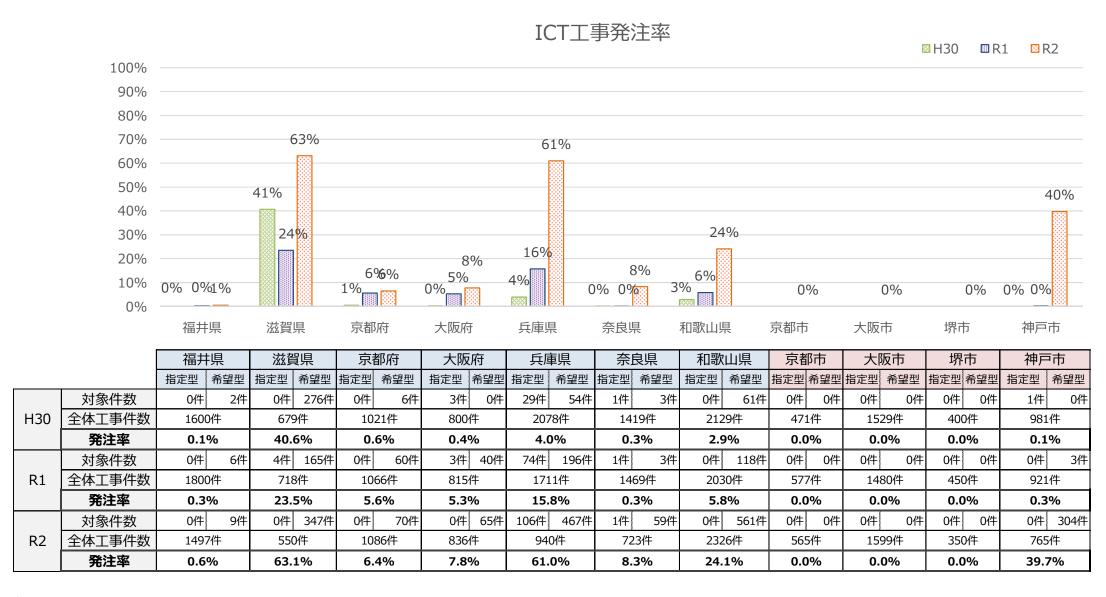
令和3年5月調べ

20



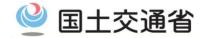
ICT工事発注件数 H30年度 68件 ⇒ R1年度195件 ⇒ R2年度 300件

(近畿ブロック府県・政令市の合計値)



令和3年5月調べ

業務(測量、調査及び設計)に関するアンケート



発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。具体的には、繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。^{※)}

- 【現状】①繰越明許費・債務負担行為は、73%の府県、政令市で活用。
 - ②全ての府県・政令市で、入札公告の前倒し等の早期執行の取組を実施。

	「発注関係	事務の運用に	こ関する指針	ト」より抜粋	その他		
	①繰越明許	②債務負担 行為の活用	③早期執行	のための目標設定	4その他	(具体的に記載)	
	2071171	11 Wile 62 VEI VII		R3年度設定目標	4 C 07 IE	(矢 体り)こ 記載/	
福井県	0		0	R2補正は上半期100%、R3当初は上半期70%			
滋賀県	0	0	0	業務の第4四半期納期率0.35以下	発注計画 作成	年度当初に目標設定を踏まえた2か年に わたる発注計画を作成し進行管理を行う	
京都府	0	0	0	上半期約530億円発注	*	コンサル業務単独の目標はないため、全 体目標を記載	
大阪府		0	0	上半期入札公告率95%を目標として設定			
兵庫県	0	0	0	上半期発注70%			
奈良県	0	0	0	設計金額5千万円以上の工事について、工程 上やむを得ないものなどを除いて上半期発注	0	早期執行にむけた発注事務手続きの簡素 化	
和歌山県	0	0	0	上期発注割合 86.5%	0	3月が工期末の工事の割合を25%以下	
京都市	0	0	0	各業務担当部署で設定			
大阪市					0	入札公告の前倒しを実施	
堺市			0	国から示された第4四半期納期率0.51以下を 目指す			
神戸市	0	0	0	計画的な発注に努める	調査	各業務における発注実態の調査を行って いる	

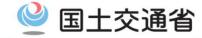
【業務】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底



ダンピング受注を防止するため、<mark>低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用</mark>を徹底する。予定価格は、原則として事後公表する。^{※)}

- 【現状】 ①全ての府県・政令市で、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入。
 - ②基準価格は、全ての府県·政令市で中央公契連最新モデル(H31)をベースに設定。

	対象地方自治体
最低制限価格制度のみ導入	福井県、京都府、兵庫県、堺市
低入札価格調査制度及び最低制限価格制 度を併用	滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市



【予定価格の適正な設定】

予定価格の設定にあたっては、市場における技術者単価および資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に 反映した積算を行う。^(※)

- 【現状】①全ての府県・政令市で、最新の積算基準、最新の単価を適用。
 - ② 73%の府県・政令市において、基準対象外の場合の要領を整備。

【適正な履行期間の設定】

履行期間の設定にあたっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数の他、必要に応じて準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日等を考慮する。^{※)}

- 【現状】①82%の府県・政令市において、履行期間の策定基準、工程表作成支援システム等により工期を設定。
 - ② その他、業務量、業務価格、過去の実績に基づき工期を設定。

【適切な設計変更】

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致していない場合において、<mark>設計図書の変更</mark>及びこれに伴って必要となる<mark>契約額や履行期間の変更を適切に行う</mark>。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。^(※)

【現状】 ① 72%の府県・政令市において、設計変更ガイドライン等を策定、活用。

令和3年5月調べ

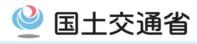
新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組について

令和 3年 7月19日 近畿地方整備局



近畿地方整備局

新・担い手3法(品確法と建設業法・入契法の一体的改正)について



平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を 徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、 5年間の成果をさらに充実する 新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶 価格のダンピング対策の強化 建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ~公共工事の発注者・受注者の基本的な責務~

○発注者の責務

- ・適正な工期設定 (休日、準備期間等を考慮)
- ・施工時期の平準化 (債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更 (工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者(下請含む)の責務

・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

情報通信技術の活用等による 生産性向上

○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

・「公共工事に関する測量、 地質調査その他の調査及 び設計」を、基本理念及 び発注者・受注者の責務の 各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 (違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化〈入契法〉

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者:補佐する者(技士補) を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請):一定の要件を 満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体 の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との 連携の努力義務化
- ○持続可能な事業環境の確保
- 経営管理責任者に関する規制を 合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関す る規定を整備

建設業法・入契法の改正 ~建設工事や建設業に関する具体的なルール~



- 令和元年6月に品確法が改正、令和2年1月に発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)が策定さ れ、品確法の理念を現場で実現するために、令和2年5月に新・全国統一指標が設定された。
- 令和2年度は、H29年度より実施している全国統一指標3項目(適正な予定価格の設定、適切な設計変 更、施工時期の平準化)に加え、従来より取り組んでいる指標2項目(ダンピング対策、入札契約方式の選 択)の改善を目指して実施。
- 令和2年度の発注者協議会において、新・全国統一指標に加え、これまでの取組状況等も踏まえた近畿 独自指標を設定し取組を推進することとした。

運用指針のポイント(発注関係事務の運用に関する指針(解説資料)より)

工事

- 1予定価格の適正な設定
- ②歩切りの根絶
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

【新·全国統一指標】 【新·全国統一指標】

【新·全国統一指標】

4施工時期の平準化【新】

⑤適正な工期設定【新】

⑥適切な設計変更

7発注者間の連携体制の構築

- ①ICTを活用した生産性向上【新】
- ②入札契約方式の選択・活用
- ③総合評価落札方式の改善【新】
- 4見積りの活用
- ⑤余裕期間制度の活用
- ⑥工事中の施工状況の確認【新】
- (7)受注者との情報共有、協議の迅速化

測量、調査及び設計【新】

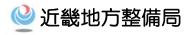
- 1予定価格の適正な設定
- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

【新·全国統一指標】 【新·全国統一指標】

- ③履行期間の平準化
- 4 適正な履行期間の設定
- 5 適切な設計変更
- 6発注者間の連携体制の構築
- ①ICTを活用した生産性向上
- ②入札契約方式の選択・活用
- ③プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- 4履行状況の確認
- 5受注者との情報共有、協議の迅速化

- (1)随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ②現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

運用指針における取組指標の設定状況



工事

		指標の設定状況		
,	①予定価格の適正な設定	近畿独自	・基準適用外の要領の整備・最新単価の使用	
	②歩切りの根絶	_	H28年度に達成	
必ず実施すべき事	③低入札価格調査基準又は最 低制限価格の設定・活用の徹底	新·全国 統一	低入札価格調査基準又は 最低制限価格の設定	
が 施す ざ	④施工時期の平準化	新·全国 統一	地域平準化率(工事)	
へき事	⑤適正な工期設定	新·全国 統一	週休2日対象工事の実施状 況	
項	⑥適切な設計変更	近畿独 自	ガイドラインの策定・活用	
	⑦発注者間の連携体制の構築	_	発注者協議会において連 携	
	①ICTを活用した生産性向上	取組共 有	ICT工事発注率	
実施に	②入札契約方式の選択・活用	近畿独 自	総合評価落札方式の拡大	
に努める事	③総合評価落札方式の改善			
める	④見積もりの活用			
事	⑤余裕期間制度の活用			
項	⑥工事中の施工状況の確認			
	⑦受注者との情報共有、協議の 迅速化			

測量、調査及び設計

	運用指針の内容	指標の設定状況		
	①予定価格の適正な設定	取組共 有	・基準適用外の要領の整備・最新単価の使用	
必ず実	②低入札価格調査基準又は最低 制限価格の設定・活用の徹底	新·全国 統一	低入札価格調査基準又は 最低制限価格の設定	
施すべ	③履行期間の平準化	新·全国 統一	地域平準化率(業務)	
ず実施すべき事項	④適正な履行期間の設定	取組共 有	履行期間策定基準の設定 状況	
	⑤適切な設計変更	取組共 有	ガイドラインの策定・活用	
	⑥発注者間の連携体制の構築	_	発注者協議会において連携	
実	①ICTを活用した生産性向上			
施に	②入札契約方式の選択・活用			
実施に努める事	③プロポーザル方式・総合評価 落札方式の積極的な活用			
	④履行状況の確認			
項	⑤受注者との状況共有、協議の 迅速化			

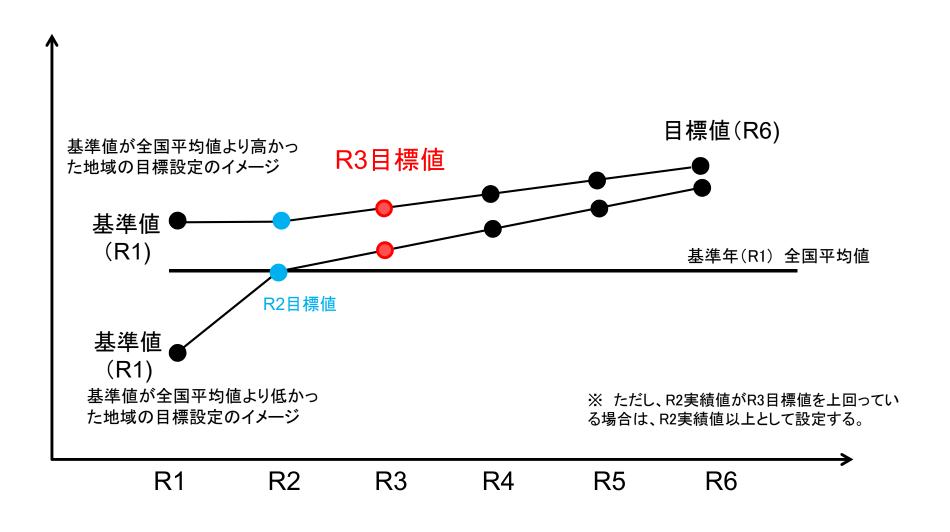
	運用指針の内容	指標の設定状況
	①随意契約等の適切な入札契約方式の活用	
災害 対応	②現地の状況等を踏まえた積算の導入	
\\ \J \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	③災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携	

※運用指針:発注関係事務の運用に 関する指針(解説資料)

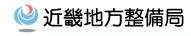
全国統一指標 R3年度数値目標について(案)



- 新·全国統一指標の目標値(R6年)については、令和2年度に設定。
- O R2年度の数値目標の設定については、基準値と全国平均値を比較して目標値に近い方の値としていた。
- R3年度からは、目標に向かって着実に数値を改善していくという観点から、目標年までの均等割りをベースとした目標値の設定とする。



新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組(1)



対象	新·全国統一指標										
	地域平準化率	也域平準化率(件数)= (4~6月期の工事平均稼働件数) (年度の工事平均稼働件数)									
	地域	基準値 (R1)	目標(R3) (案)	目標(R6)	取組項目(継続)						
_	近畿ブロック	0.72	0.74	0.78							
工事	福井県域	0.68	0.72	0.76	・(さ)債務負担行為の活用						
	滋賀県域	0.65	0.71	0.74							
	京都府域	0.73	0.74	0.77	・(し)柔軟な工期設定	=0 + 1 / 2 / 1/4/ 00					
	大阪府域	0.67	0.71	0.73	・(す)速やかな繰越手続き	調査対象機関 〇:国等					
	兵庫県域	0.78	0.79	0.82	·(せ)積算の前倒し	〇: 国寺					
	奈良県域	0.73	0.75	0.81	・(そ)早期執行のための目標設定	〇: 政令市					
	和歌山県域	0.73	0.74	0.78		○∶市町村					

※R3目標値について、R2実績値がR3目標値を上回っている場合は、R2実績値以上として設定する。

現状(R3.5時点)

	(さ)債務負担行 為の活用	(し)柔軟な工期 設定	(す)速やかな 繰越手続	(せ)積算の 前倒し	(そ)早期執行の ための目標設定
府県·政令市	100%	82%	73%	91%	100%
市町村	46%	14%	46%	46%	58%

- (1) 平準化の先進事例「さ・し・す・せ・そ」の積極的な活用による施工時期の平準化を進める。
- (2) 実施状況についてアンケートを行い、進捗状況の確認・共有を行う。

新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組(2)



対象	新·全国統一指標								
	週休2日対象	エ事の実	₹施状況=	週位	休2日対象工事件数(公告等) 全工事件数(公告等)				
	地域	基準値 (R1)	目標(R3) (案)	目標(R6)					
	近畿ブロック	0.30	0.49	1.0	取組項目(継続)				
工事	福井県域	0.03	0.46	1.0					
	滋賀県域	0.83	0.87	1.0	・週休2日対象工事の発注率				
	京都府域	0.09	0.46	1.0		显本业务拟即			
	大阪府域	0.36	0.52	1.0	・基準書等に基づく工期設定	調査対象機関 〇:国等			
	兵庫県域	0.71	0.78	1.0	・公告時に施工条件を提示	〇:都道府県			
	奈良県域	0.05	0.46	1.0		〇:政令市			
	和歌山県域	0.05	0.46	1.0		一:市町村			

<u>現状(R3.5時点)</u>

※R3目標値について、R2実績値がR3目標値を上回っている場合は、R2実績値以上として設定する。

- (1) 週休2日対象工事の発注率 56% (6,340件/11,237件)
- (2) 基準書に基づく工期設定※1 100%
- (3) 公告時に施工条件を提示※2 100%
- ※ 数値は近畿ブロック府県・政令市の合計値
- ※1 基準書等に基づく工期設定とは、準備・片付け期間、休日・降雨日による不稼働日の設定を含む
- ※2 施工条件とは、工程に影響する項目(地元調整・用地取得状況等)に関するもの。特記仕様書への記載も含む。

- (1) 各発注機関で、週休2日対象工事の発注率拡大に向けた取組を行う。
- (2) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認・共有を行う。



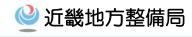
対象	新·全国統一指標								
	低入札価格調 最低制限価格	生	ミ施率(件数)=	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) (年度の工事発注件数)					
	地域	基準値 (H30)	目標(R3) (案)	目標(R5)					
	近畿ブロック	_	_	_	取組項目(継続)				
工事	福井県域	0.90	0.93	1.0					
_ ,	滋賀県域	0.99	1.00	1.0	瓜 3 +1 工 				
	京都府域	0.92	0.95	1.0	・低入札価格調査基準又は				
	大阪府域	0.93	0.95	1.0	最低制限価格制度の導入率 調査対象機順 ■最新モデル(H31)の使用 -:国等	對			
	兵庫県域	0.93	0.95	1.0	•最新モデル(H31)の使用 -:国等 ○:都道府:	県			
	奈良県域	0.90	0.93	1.0	〇:政令市				
	和歌山県域	0.96	0.97	1.0	〇:市町村				

<u>現状(R3.5時点)</u>

※R3目標値について、R2実績値がR3目標値を上回っている場合は、R2実績値以上として設定する。

- (1) 全ての府県・政令市で低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用、基準価格を中央 公契連モデル(H31)により設定。
- (2) 全ての市町村において、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入済み。
- (3) 54%(114/211)の市町村で中央公契連モデル(H31)を使用。

- (1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- (2) 基準価格の算定にあたっては、最新の中央公契連モデルを活用を推進。
- (3) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認・共有を行う。



対象		新·全国統一指標								
	第4四半期納									
	地域	基準値 (R1)	目標(R3) (案)	目標(R6)						
	近畿ブロック	0.52	0.50	0.46	取組項目(新規)					
業務	福井県域	0.51	0.48	0.46						
	滋賀県域	0.51	0.48	0.46	・繰越明許費の活用					
	京都府域	0.49	0.48	0.43	・債務負担行為の活用	一日本业务操用				
	大阪府域	0.56	0.49	0.47	・履行期間平準化のための	調査対象機関 〇:国等				
	兵庫県域	0.49	0.48	0.46	目標設定	〇:都道府県				
	奈良県域	0.53	0.48	0.46		〇:政令市				
	和歌山県域	0.45	0.45	0.43		一:市町村				

<u>現状(R3.5時点)</u>

※R3目標値について、R2実績値がR3目標値を上回っている場合は、R2実績値以上として設定する。

	繰越明許費の	債務負担行為の	早期執行のため
	活用	活用	の目標設定
府県·政令市	73%	73%	91%

- (1) 繰越明許費・債務負担行為を積極的に活用する。
- (2) 各発注機関において履行期間平準化のための目標を設定し、平準化を進める。
- (3) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認・共有を行う。

新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組(5)



対象	新·全国統一指標							
	低入札価格訓 最低制限価格	-		(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件 実施率(件数)= (年度の工事発注件数)				
	地域	基準値 (R1)	目標(R3) (案)	目標(R5)				
	近畿ブロック	_	_	_	取組項目(新規)			
業務	福井県域	1.00	1.00	1.00				
	滋賀県域	0.96	0.98	1.00	瓜 3 +1 / 			
	京都府域	1.00	1.00	1.00	・低入札価格調査基準又は	調査対象機関		
	大阪府域	1.00	1.00	1.00	最低制限価格制度の導入率	一:国等		
	兵庫県域	0.99	1.00	1.00	·最新モデル(H31)の使用	○∶都道府県		
	奈良県域	1.00	1.00	1.00		○∶政令市		
	和歌山県域	0.99	1.00	1.00		一:市町村		

※R3目標値について、R2実績値がR3目標値を上回っている場合は、R2実績値以上として設定する。

<u>現状(R3.5時点)</u>

- (1) 全ての府県・政令市において、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入済み。
- (2) 基準価格は、全ての府県・政令市で中央公契連モデル(H31)をベースに設定。

- (1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- (2) 実施状況について、進捗状況の確認・共有を行う。

新・全国統一指標を踏まえた令和3年度の取組(6)



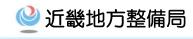
対象		近畿独自指標					
	設計変更ガイ	゚ドライン策	定・活用率	· * 策定	率= (設計変更ガイドラインを策定・活用している府県域内の市町村) (府県域内の市町村数)		
	地域	基準値 (R1)	目標(R3) (案)	目標(R6)			
	近畿ブロック	_	_	_	取組項目(継続)		
工事	福井県域	0.29	0.53	0.90			
	滋賀県域	0.58	0.71	0.90	・設計変更ガイドラインの策定目標時期		
	京都府域	0.92	0.92	0.92	調査対象機関		
	大阪府域	0.56	0.70	0.90	一:国等		
	兵庫県域	0.28	0.53	0.90	一:都道府県		
	奈良県域	0.67	0.76	0.90	一:政令市		
	和歌山県域	0.57	0.70	0.90	○∶市町村		

※R3目標値について、R2実績値がR3目標値を上回っている場合は、R2実績値以上として設定する。

<u>現状(R3.5時点)</u>

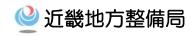
- (1) 全ての府県・政令市において、設計変更ガイドラインを策定し活用している。
- (2) 市町村においては、68%(144/211市町村)で設計変更ガイドラインを策定し、活用している。

- (1) 市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図られるように推進を図る。
- (2) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認・共有を行う。



対象	近畿取組		
		調査対象機関	:市町村
工事	取組項目(継続)及び現状(R3.5時点) ・最新の積算基準準用し、基準適用外の要領整備済 94%(198/211市町村) ・最新の単価の使用 91%(192/211市町村)	寸)	
	R3年度取組内容(案) (1)基準適用外の要領整備について推進を図る。 (2)市町村の現状を踏まえ最新単価を採用できるよう推進を図る。		
	入札契約方式の選択(総合評価落札方式の推進)	調査対象機関	:府県•政令市
工事	R3年度取組内容(案) (1)府県政令市:一定規模以上の発注金額等の場合、総合評価落札方式 実施率を拡大する。 (2)市町村: 各公共団体の状況を踏まえ多様な入札契約方式について検討		て工事件数、

新・全国統一指標の令和4年度の数値目標(1)(案)



- 各発注機関において、令和4年度の取組を計画的に検討できるよう、令和4年度の数値目標(案)を設定。
- 最終的には、令和2年度の実績及び令和3年度の取組状況を踏まえて、目標値を設定することとする。

(工事)地域平準化率

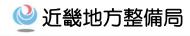
地域	基準値 (R1)	R3	R4 (案)	目標(R6)
近畿ブロック	0.72	0.74	0.75	0.78
福井県域	0.68	0.72	0.73	0.76
滋賀県域	0.65	0.71	0.72	0.74
京都府域	0.73	0.74	0.75	0.77
大阪府域	0.67	0.71	0.72	0.73
兵庫県域	0.78	0.79	0.80	0.82
奈良県域	0.73	0.75	0.77	0.81
和歌山県域	0.73	0.74	0.76	0.78

(工事)週休2日対象工事実施状況

地域	基準値 (R1)	R3	R4 (案)	目標(R6)
近畿ブロック	0.30	0.49	0.66	1.00
福井県域	0.03	0.46	0.64	1.00
滋賀県域	0.83	0.87	0.92	1.00
京都府域	0.09	0.46	0.64	1.00
大阪府域	0.36	0.52	0.68	1.00
兵庫県域	0.71	0.78	0.86	1.00
奈良県域	0.05	0.46	0.64	1.00
和歌山県域	0.05	0.46	0.64	1.00

(工事)低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

地域	基準値 (H30)	R3	R4 (案)	目標(R5)
福井県域	0.90	0.93	0.97	1.00
滋賀県域	0.99	1.00	1.00	1.00
京都府域	0.92	0.95	0.97	1.00
大阪府域	0.93	0.95	0.98	1.00
兵庫県域	0.93	0.95	0.98	1.00
奈良県域	0.90	0.93	0.97	1.00
和歌山県域	0.96	0.97	0.99	1.00



(業務)第4四半期納期率

地域	基準値 (R1)	R3	R4 (案)	目標(R6)
近畿ブロック	0.52	0.50	0.48	0.46
福井県域	0.51	0.48	0.48	0.46
滋賀県域	0.51	0.48	0.48	0.46
京都府域	0.49	0.48	0.46	0.43
大阪府域	0.56	0.49	0.48	0.47
兵庫県域	0.49	0.48	0.48	0.46
奈良県域	0.53	0.48	0.48	0.46
和歌山県域	0.45	0.45	0.44	0.43

近畿独自指標 (工事)設計変更ガイドライン策定・活用率

地域	基準値 (R1)	R3	R4 (案)	目標(R6)
福井県域	0.29	0.53	0.66	0.90
滋賀県域	0.58	0.71	0.77	0.90
京都府域	0.92	0.92	0.92	0.92
大阪府域	0.56	0.70	0.76	0.90
兵庫県域	0.28	0.53	0.65	0.90
奈良県域	0.67	0.76	0.81	0.90
和歌山県域	0.57	0.70	0.77	0.90

(業務)低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

地域	基準値 (R1)	R3	R4 (案)	目標(R5)
福井県域	1.00	1.00	1.00	1.00
滋賀県域	0.96	0.97	0.99	1.00
京都府域	1.00	1.00	1.00	1.00
大阪府域	1.00	1.00	1.00	1.00
兵庫県域	0.99	1.00	1.00	1.00
奈良県域	1.00	1.00	1.00	1.00
和歌山県域	0.99	1.00	1.00	1.00

新・全国統一指標における 府県の取組状況

週休2日工事の取り組み

週休2日制について

■目的:建設業における働き方改革を進めるとともに、担い手確保を図るため、公共工事において週休2日を実施する

年度	種類	対象工事	割増補正	成績評定	実施(発注) 総数	うち、 対象工事件数
H30	4週8休工事(受注者希望型) ・受注者から提案があった工事	工事成績評定の対象となる全ての工事 (緊急性の高い工事等を除く)	なし	2.2点 /100点	27件/1,605件 (2%)	
R1	4週8休工事(受注者希望型) ・受注者から提案があった工事	工事成績評定の対象となる全ての工事	なし	2.2点	48件/1,886件 (2%)	
RI	完全週休2日チャレンジエ事(発注者指定型) ・完全週休2日を受注条件とし発注	(緊急性の高い工事等を除く)	約4%増	/100点	12件/1,886件 (1%)	
R2	週休2日工事(発注者指定型) ・土日を限定せず、指定発注	原則すべての工事	約3%増	2.4点 /100点	954件/1,497件 (64%)	954件/1,239件 (77%)
RZ	完全週休2日チャレンジエ事(発注者指定型) ・土日の現場閉所実施を指定発注	(緊急性の高い工事等を除く)	約4%増	2.9点 /100点	285件/1,497件 (19%)	285件/1,239件 (23%)
R3	週休2日工事(発注者指定型) ・土日を限定せず、指定発注	原則すべての工事	%5.4.04 	2.0点 /100点		
КJ	完全週休2日チャレンジエ事(発注者指定型) ・土日の現場閉所実施を指定発注	(緊急性の高い工事等を除く)	約4%増	2.9点 /100点		

※R2年度実績(完成工事):週休2日以上で発注し、<u>年度内に完成した</u>734件のうち、719件(<u>98%)が達成</u>

完全週休2日 214件(30%)、週休2日 505件(70%)

未達成理由: 天候不良が続き、工程調整が困難となった

■発注時の考え方: ①災害対策工事、海上工事、早期に交通開放する工事等は適用外

②現場間の土砂流用など、関連工事との調整・制約が多いもの、天候による影響の多い工事、地元住民立ち合いのもと進める必要があるものについて週休2日で発注

週休2日工事の取り組み(積算基準の見直し)

《現行制度》

・令和2年度から原則、全ての建設工事を週休2日工事に指定し、労務費や諸経費などの経費に補正係数を乗じ、設計金額 の割増しを行い発注している。

※ただし、未実施となった場合には、工事費を減額変更(補正係数1.0)するが、工事成績評定の減点などペナルティーはない。

タイプ別の補正係数は国土交通省の積算基準を準用

【完全週休2日】: 国交省の4週8休 【週休2日】 : 国交省の4週7休

・県の「週休2日」は、「完全週休2日」との差別化を図るため、国交省の4週7休の補正係数を適用してきたが、現場の経費的負担を考慮し、国交省の4週8休と同様の積算基準に見直す。

《補正係数の見直し》令和3年5月1日~

・「週休2日」の補正係数は、「完全週休2日」と同様に国交省の4週8休の補正係数を適用する。

(現行)

++ T 15 +4	国交省			
補正係数	4週7休	4週8休		
労務費	1. 03	1. 05		
機械経費	1. 03	1. 04		
共通仮設費	1. 03	1.04		
現場管理費	1. 04	1.06		

福	井県
週休2日	完全週休2日
1.03	1. 05
1.03	1. 04
1.03	1. 04
1.04	1.06

(見直し)	
補正係数	福井県
	週休2日または完全週休2日
労務費	1. 05
機械経費	1. 04
共通仮設費	1. 04
現場管理費	1. 06

≪工事成績評定≫

- ○完全週休2日のインセンティブ付与(週休2日との評点差:0.5点 → 0.9点)
 - ※未達成の場合でもペナルティ(減点)なし

評価項目		週休	2日	完全週休2日	
考査項目	細別	現行	改正	(変更なし)	
2. 施工状況	Ⅱ工程管理	0	0	0	
5. 創意工夫	I 創意工夫	0	×	0	
6. 社会性等	I 地域貢献等	×	×	0	

- 〇 評価対象
- × 評価対象外

週休2日工事の取り組み(達成基準の見直し)

・建設業における働き方改革を推進し、担い手の確保を図るため、令和2年度から原則、全ての建設工事を週休2日工事 に指定し、発注している。

【週休2日工事】 : 週当たり2日を現場閉所

【完全週休2日工事】:毎週土日を現場閉所

【達成基準】: 未実施となった週が1週でもあった場合は「未達成」となり、工事費を減額変更

・建設現場では、作業員や建設機械等の稼働日、建設資材の調達日など、関連企業との工程調整を行いながら、週休2日の 達成に向け取組んでいるが、近年の急激な気象変動や冬季降雪などにより、週休2日の達成が厳しいとの現場の声を反映 し、達成基準の見直しを行う。

【達成基準の見直し】

- 〇工事期間[※]の約3割内の週において、週2日の現場閉所が未達成であっても、その代替日を工事期間 内に受注者が任意に選定し、現場閉所日を確保できれば「達成」と見なし、工事費の減額は行わない。
- 〇完全週休2日工事についても同様の取扱いとする。

※工事期間内とは、現場着手から完成までの現場における稼働期間をいう。

工事期間の週数	未閉所可能
2週~ 4週	1週
5週 ~8週	2週
9週~11週	3週
12週~14週	4週
15週~18週	5週

【事例】

(9月) 日月火水木金土 実施 1 2 3 4 5 — 6 7 8 9 10 11 12 ○ 13 14 15 16 17 18 19 ○ 20 21 22 23 24 25 26 ○ 27 28 29 30 1 2 3 ×
 (10月)

 日月火水木金土 実施

 4 5 6 7 8 9 10 ×

 11 12 13 14 15 16 17 ×

 18 19 20 21 22 23 24 ○

 25 26 27 28 29 30 31 ○

(11月) 日月火水木金土 実施 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 × 15 16 17 18 19 20 21 ○ 22 23 24 25 26 27 28 ○ 29 30 1 2 3 4 5 ─

例) 工事期間: 9/1~12/4(週数12週)の場合

未閉所可能数=12週×0.3=3.6≒4週 (四捨五入)

代替必要日数:4日

ー は現場閉所日

は代替の現場閉所日

※上記例では、1週当たり2日の現場閉所が4週できていないが、工事期間内の約3割内であり、代替えの現場閉所日も確保されているため、「達成」と見なす。

令和3年度 近畿ブロック発注者協議会



工事・業務の平準化

【工事】

○和歌山県

目標:実工期末(完成日)が3月となる件数を全体の15%以下 取り組み内容

・平準化のための「さ・し・す・せ・そ」を実施

・債務負担行為の活用については、年々債務枠を増加

(百万円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
13,760	14,233	17,966

・余裕期間制度(任意着手方式)における余裕期間の拡大

余裕期間

60 ⊟

→ 90日(令和元年12月)

前払金請求時期 着工日以降 → 着工日の14日前以降

○県内市町村

- ・和歌山県地域発注者協議会の目標として設定
 - 1)早期発注のための目標設定(令和元年目標達成)
 - 2)柔軟な工期設定、速やかな繰り越し手続きを令和2年度より目標設定

【業務】

目標:実工期末(完成日)が3月となる件数を全体の25%以下 取り組み内容

・早期発注の徹底、速やかな繰り越し手続き、債務負担行為の活用

令和3年度 近畿ブロック発注者協議会



ダンピング対策

【工事】

○和歌山県

現状:令和元年6月よりH31モデルを適用

(ただし、上限値を撤廃。また、予定価格(税抜き)1億円未満の工事については、 直接工事費の割合を100%として算出。)

取り組み内容

- ・令和3年4月より特別重点調査の基準を改正
 - 一般管理費等に対する割合を30% → 50%

○<u>県内市町村</u>

・和歌山県地域発注者協議会の目標として設定 中央公契連の最新モデルの活用

【業務】

現状:国土交通省の最新の基準式 (H31)を適用

週休2日

現状:平成30年度より受注者希望型で実施

取り組み内容

令和2年8月より対象工事を拡大

対象工事 予定価格(税抜き) 6, 000万円以上 → 1, 500万円以上に改正

令和3年度 近畿ブロック発注者協議会



設計変更ガイドライン

○県内市町村

取り組み内容

・和歌山県地域発注者協議会の目標として令和元年度に設定

その他

地域発注者協議会のフォローアップとして、各市町村とのヒアリングを実施

(平成30年度より例年7月~9月にかけて実施)

- ・平成30年度 各市町村を訪問し目標達成状況、課題等についてヒアリングを実施
- ・令和 元年度 市町村の出席者に財政部局や議会担当課の担当者を追加
- ・令和 2年度 新型コロナの影響もあり、WEBによるヒアリングを実施
- ・令和 3年度は各市町村の首長にも出席を依頼し、意見交換を実施する予定

基準・要領・システム等の標準化・共有化

令和 3年 7月19日近畿地方整備局



近畿地方整備局

工事監督検査基準・様式の統一化・標準化【概要】



工事成績評定基準の統一化・標準化

- ✓ 国と府県の工事成績評定基準は大枠では標準化されているが、考査項目別運用表の個別項目については必ずしも標準化されていない。
- ✓ 試行としてH28年度は兵庫県、H29年度は和歌山県・大阪市と個別項目のすり合わせを実施
- ✓ R4年度に残り1政令市において実施予定

工事関係様式の統一化・標準化

- ✓ 受注者の省力化を考慮し、工事関係様式の標準化を検討
- ✓ 試行としてH28年度は和歌山県、H29年度は京都府・奈良県・神戸市と工事様式のすり合わせを実施
- ✓ R3年度に残り1政令市において実施予定

地方公共団体等への技術支援

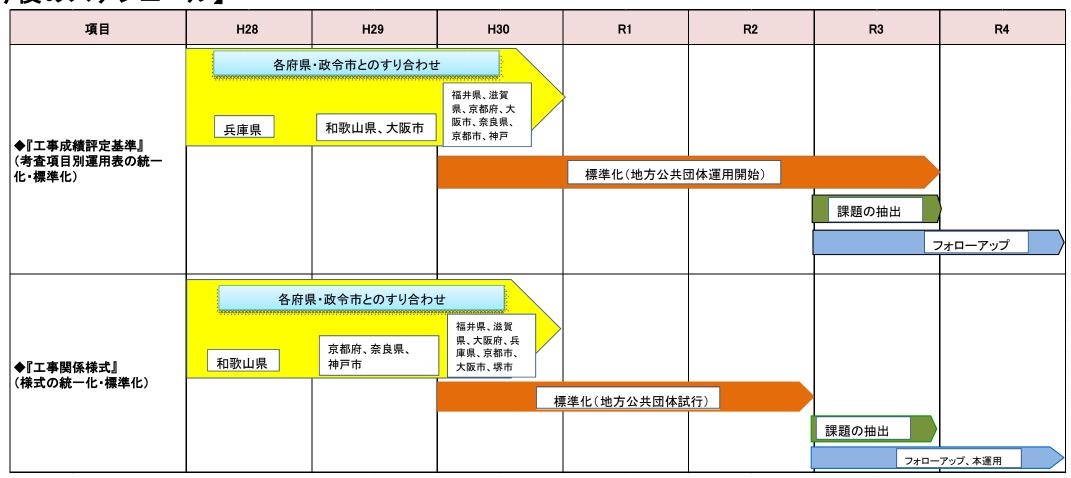
- ✓ 出前講座 (適正な検査と工事成績評定について 等)
 - R1年度出前講座の開催状況 : 6団体で314名の参加
 - R 2年度出前講座の開催状況 : 4団体で110名の参加
- ✓ 自治体職員の本官工事検査への臨場立会
 - 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、R2の臨場立会は未実施。

工事監督検査基準・様式の統一化・標準化【スケジュール】



- ◆【工事監督検査基準・様式の標準化・統一化】として、下記についてH28より検討。
 - ①『工事成績評定基準』(考査項目別運用表の統一化・標準化)
 - ②『工事関係様式』(工事関係様式の統一化・標準化)
- ◆H29より他府県·政令市に展開。
- ◆H30はすべての地方公共団体との工事関係様式について統一化を実施。
- ◆R1以降は運用状況を確認し、課題を把握したうえでフォローアップを行う。

【今後のスケジュール】



工事監督検査基準・様式の統一化・標準化【運用開始予定時期】



府県・政令市		工事検査基準等の統一化・標準化		工事関係様式の統一化・標準化	
別宗・政市川	【R3年度内に運用開始を目標】		【R2年度内に運用開始を目標】		
福井県	H30実施	現行98%	H30実施	現行81%	
间开水	1130	H31.4運用開始済み	1130	R2.4運用開始済み	
滋賀県	H30実施	現行99%	H30実施	現行97%	
	1130天池	-	1130天/旭	R2.4運用開始済み	
京都府	H30実施	現行98%	H29実施	現行81%	
ンプく日ドハコ	1130天池	R2.1運用開始済み	TIZJ天池	R2.7運用開始済み	
大阪府	H30実施	現行98%	H30実施	現行94%	
ノくり入力す	1130天池	R03.4運用開始済み	1130天池	R2.4運用開始済み	
兵庫県	H28実施	現行100%	H30実施	現行90%	
六岸示	1120天池	H30.4運用開始済み	1130天池	H30.10運用開始済み	
奈良県	H30実施	現行100%	H29実施	現行100%	
水及米		H31.4運用開始済み		H31.4運用開始済み	
和歌山県	H29実施	現行98%	 H28実施	現行97%	
作业人口 示	1123天池	R1.6運用開始済み	1120天池	R2.7運用開始済み	
京都市	H30実施	現行99%	 H30実施	現行94%	
기/日기기	1130天心	R1.10運用開始済み	1130天旭	R1.10運用開始済み	
大阪市	H29実施	現行100%	H30実施	現行74%	
)		-	1130天池	R3.4運用開始済み	
堺市	H30実施	現行92%→見直し予定99%	- H30実施	現行97%	
ا ا علا	1130大爬	R4.4運用開始に向け調整中	1130天旭	R1.11運用開始済み	
神戸市	H30実施	現行98%	H29実施	現行90%	
(計) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	1130天旭	H31.4運用開始済み	TIZJ大心	H30.4運用開始済み	

: 運用開始済み(10/11地方公共団体)

■:運用開始済み(11/11地方公共団体)

工事検査関係講習会開催状況



R元年度 工事検査関係講習会開催状況

自治体向けに工事検査を中心とした出前講座を6回実施。合計314名が受講。

依頼元	実施日	参加人数	聴講対象者
奈良県	令和元年 6月 7日	43	土木工事検査を担当する奈良県職員及び県内市町村職員
和歌山県	令和元年 7月23日	53	和歌山県の土木・農林関係公共工事の検査業務に従事する技術 職員
大阪市	令和元年 9月 5日	39	大阪市の工事監督に従事する職員(監督を補助する職員も含む)
大阪府市町村公共工事 検査業務連絡協議会	令和元年10月25日	87	大阪府内市町村の公共工事検査に従事する職員
奈良県	令和元年11月11日	53	県技術職員を対象に「i-Constructionの推進と監督・検査について」 講演
兵庫県	令和元年12月4日	39	兵庫県工事検査室職員、県内土木事務所副所長

R2年度 工事検査関係講習会開催状況

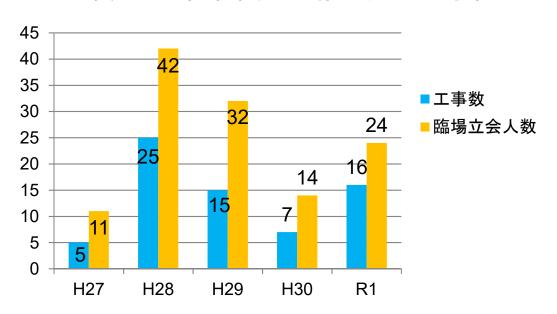
自治体向けに工事検査を中心とした出前講座を4回実施。合計110名が受講。

依頼元	実施日	参加人数	聴講対象者
奈良県	令和2年 8月26日	32	土木工事検査を担当する奈良県職員及び県内市町村職員
尼崎市	令和2年 11月18日	14	尼崎市の技術職員
兵庫県	令和2年 12月 2日	35	兵庫県工事検査室職員、県内土木事務所副所長
京都市	令和2年 12月18日	29	京都市上下水道局の職員

自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会



R 2年度 自治体職員の整備局発注工事検査への臨場立会





R 2年度

【新型コロナウィルスにより、工事検査への臨場は未実施】

R 1年度

番号	年月日	工事	発注 事務所	臨場 立会者	人数
1	R1.7.19	施設撤去工事	淀川	奈良県	1
'	K1.7.19	【ICT検査】		和歌山県	1
		河川工事(堤防整備) 【ICT検査】	淀川	奈良県	1
2	R1.7.29			和歌山県	1
				滋賀県	1
3	R1.8.1	橋梁上部工事	兵庫	堺市	1
٥	K1.0.1	ヤイマ マングラ マング マング マング マング マン・マン・マン アン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン	大件	京都市	1
4	R1.8.21	橋梁上部工事	紀南	和歌山県	1
5	R1.8.22	橋梁上部工事	紀南	和歌山県	1
6	R1.8.29	橋梁下部工事	奈良	和歌山県	1
7	R1.8.30	橋梁下部工事	紀南	和歌山県	2
8	D1 0 20	橋梁下部工事	奈良	奈良県	1
0	R1.8.30			和歌山県	1
9	R1.9.10	法面工事 【ICT検査】	足羽川	福井県	2
10	R1.10.1	河道掘削工事 【ICT検査】	淀川	兵庫県	1
11	R1.10.1 6	砂防工事	六甲砂 防	神戸市	1
12	R1.10.1 8	橋梁上部工事 (工場検査)	福井	和歌山県	1
13	R1.11.7	河川工事(水路拡幅) 【ICT検査】	和歌山	和歌山県	1
14	R1.11.8	橋梁上·下部工事	豊岡	兵庫県	1
15	R1.12.1 1	道路改良工事 【ICT検査】	福井	福井県	2
16	R2.1.7	橋梁上部工事	豊岡	兵庫県	1
				合計	24

発注情報の一括公表の取り組み

令和 3年 7月19日 近畿地方整備局



近畿地方整備局

発注見通しの統合公表の取組



- 〇 改正品確法及(*1)び発注関係事務の運用に関する指針(*2)に基づき、工事、工事に係る業務の中長期的な発注見通しについて地域ブロック単位で統合して公表しているもの。
- 中長期的な発注見通しに基づき、計画的に発注を行うことで、年間を通して工事量を安定させ、労働者の処遇改善、将来の担い手確保につながるものである。
- 平成29年7月より、工事発注情報の一括公表開始以降、令和元年7月に近畿ブロック全発注機関が発注情報一括公表に参画することとなり、以降、業務の発注見通し公表のHPを新設等し、令和3年第1四半期より業務発注見通しの公表を本格運用開始した。
- 現在、各発注機関からの、ご意見等を踏まえて円滑な発注情報の取りまとめ・公表についてフォローアップを実施中。
- (※1)改正品確法第7条(発注者等の責務)として「他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表」が規定。
- (※2)発注関係事務の運用に関する指針に「工事に係る業務の中長期的な発注見通しについても、(中略)地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める」が記載。



近畿地方整備局からの情報提供(営繕部)

- 1. 営繕工事における各種取組
- 2. 官庁営繕の技術基準
- 3. 公共建築相談窓口

令和 3年 7月19日 近畿地方整備局



近畿地方整備局



建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

建設業における取組

適正な工期設定・ 施工時期等の平準化

必要経費への しわ寄せ防止の徹底

生産性向上

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(

第1次改訂)

下請契約における 取組

適正な工期設定等に 向けた発注者支援の 活用

営繕工事における取組

(凡例:令和3年度からの取組一下線・太字)

- 適正な工期設定
 - 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」 を踏まえた適切な工期設定。必要な工期延期(受注者の責によらない場合の対応の徹底)
 - 各工程の施工期間の確保 (監督職員が実施工程表で確認。概成工期を発注時に設定)
- 週休2日の推進
 - ・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用
 - 週休2日促進工事 (4週8休を前提とした労務費補正・モニタリングによる改善) を実施(新築工事 は原則発注者指定)
- 施工時期等の平準化
 - ・債務負担行為の積極活用 (適正な工期確保、完成時期の分散化にも寄与)や余裕期間制度の原則活用
- 予定価格の適正な設定 「営繕積算方式」活用マニュアルR3年4月23日付け作成
 - ・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な現場での対策や、工事の一時中止の費用を 適切に計上
- ICTの積極的な活用等
 - ・施工BIMの試行・設計から施工まで一貫したBIMの活用に向けた試行・BIMガイドラインの改定
 - PFI事業において、維持管理段階までの一貫したBIMの活用に向けた試行
 - 情報共有システムの活用 (機能要件の明確化、原則全ての工事で発注者指定により活用、全ての設計業務で適用可能)電子小黒板の活用 (原則全ての工事で活用)WEB会議等の活用
 - ・発注・完成時の評価による生産性向上技術の導入促進 ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定(試行) ・生産性向上に配慮し改定した仕様書の適用
 - 建設現場の遠隔臨場の試行拡大及び要領の作成 ICT建築土工の試行
- ○書類の簡素化
 - ・書類の簡素化、省略・集約可能な書類等の明確化
 - ・工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化
 - ・国の統一基準として工事の標準書式を制定
- 関係者間調整の円滑化 (建築固有の対応)
 - ・設計者から施工者等への遅滞ない設計意図伝達 (報告等の期限を遵守する旨を規定)
 - ・関連する工事間での納まり等の調整を効率化 (施工図作成ガイドラインやBIMの活用)
 - ・関係者間の情報共有や検討を迅速化 (会議の早期開催、ASP等の活用)

営繕工事における週休2日工事の概要



- ・ 政府の働き方改革実行計画(平成29年3月)等に建設業においては週休2日の推進等の休日確保などに取組むことが位置づけ
- ・ 建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する週休2日 工事において労務費等の補正を導入
- 週休2日工事は、4週8休以上の現場閉所(分離発注工事の場合は、4週8休以上の現場休息)
- 対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間(年末年始や工場製作期間などを除く)
- <u>発注者が週休2日の取組を指定する発注者指定方式</u>と<u>受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む</u> <u>受注者希望方式のいずれかで実施</u>
- <u>現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、</u> 市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正※

共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出

※ 発注者指定方式、受注者希望方式の両方式とも当初予定価格で①の補正係数により労務費を補正。①の現場閉所率(対象期間内の現場閉所日数の割合)が未達の場合、発注者指定方式では労務費補正分を減額変更する。受注者希望方式では現場閉所率達成状況により補正係数を②又は③に変更して労務費を補正し、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、労務費補正分を減額変更。

現場閉所の状況	補正係数
①4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合	1.05
②4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満)	1.03
③4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満)	1.01

- 工事成績については、「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定、従来と同様に休日・代休が確保された場合に評価
- 現場閉所状況の確認については、受発注者双方の事務負担が増大しないよう、既存書類を活用
- 週休2日促進工事については、モニタリングを実施

営繕工事における各工程の適正な施工期間の確保



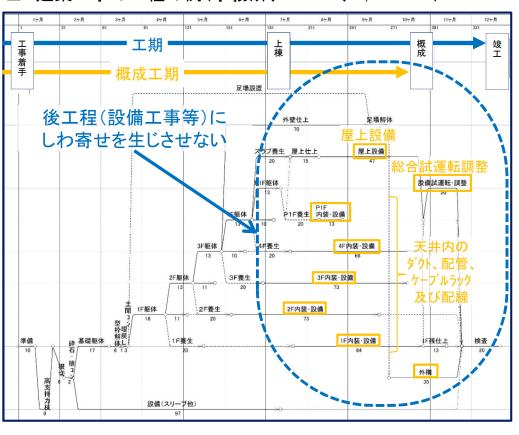
<u>後工程(内装工事、設備工事、舗装工事等)にしわ寄せを生じさせないよう配慮</u>するなど、 各工程の適正な施工期間を確保する。

- 1 概成工期の設定 (エ事発注準備段階)
- 新築を対象として、<u>総合試運転調整の期間を確保するため、</u> 概成工期^{※1}を設定し、現場説明書等に特記
- 〇「建築工事適正工期算定プログラム」※2を参考として設定

2 実施工程表の確認 (エ事施工段階)

- 監督職員は、実施工程表の承諾に際し、以下の内容を確認
 - ① 概成工期が明記されていること**3
 - ② 監督する工事の<u>各工程の施工期間が適正に確保</u>されて いること
 - ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていること
 - ④ 特に、建築工事においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されていること
 - ア) 天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線
 - イ)屋上設備
 - ウ)総合試運転調整
- 監督職員は、実施工程表が変更された場合の承諾に際して も、必要に応じて、上記の内容を確認

■ 建築工事の工程の例(事務所、RC-4、3,000㎡)



- ※1 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。
- ※2 (一社)日本建設業連合会作成の最新版。
- ※3 概成工期が設定された工事の場合。

施工条件の変更に伴う適切な設計変更



- ※「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(平成27年5月(令和2年6月一部改定))より
- 〇「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」(案)の適切な運用

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念に則り、関係機関等との協議を整え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)(以下、「26年版ガイドライン」)』を策定した。

- ◇構 成·「設計変更ガイドライン」+「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目 的・発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施
 - ・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

平成26年の品確法の改正



基本理念の追加(将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手確保等)を実現するために、発注者の責務が明確化されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な見直しを施し、平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)』を改定した。

◇主な改定点 ・指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現

・Q&A は、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、

地方公共団体等に対して周知

公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組①



〇 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定

(1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

- ① 入札日直近の最新単価を採用(予定価格が事前公表であっても、直近の予定価格に基づき修正公告等)
- ② 工事内容や施工条件に応じた適正な単価を設定するため、市場単価を補正する「市場単価補正方式」の採用
- ③ 工事量が少量、僅少等の場合の単価補正等
- ④ 材料価格・複合単価・市場単価について、専門工事業者・メーカー等から見積りの提出を求め、単価設定で考慮
- ⑤ 見積単価は、過去の工事実績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して適正に設定
- ⑥ <u>実勢価格の把握が困難な場合には</u>、入札参加者から見積りを収集して予定価格に反映する「**見積活用方式」**の採用
- ⑦ 復旧工事の特徴と留意すべき事項、主な対応策

(2) 現場実態を反映した共通費(共通仮設費、現場管理費)の算定及び条件明示

- ① <u>揚重機、仮設用借地等</u>に要する費用について、<u>現場の実情に応じて算定</u>し、共通仮設費に積み上げ(設計変更も可能)
- ② 共通仮設費の積み上げ項目等について、**施工条件明示、公開数量書への明記**に係る取組
- ③ 遠隔地から労働者を確保するための費用(旅費や宿泊費)を設計変更し、共通費に積み上げ
- 4 小規模長期工事における共通仮設費・現場管理費の加算

(3) 現場実態を考慮した適切な工期の設定

- ① 工事内容、施工条件等を踏まえた適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応の徹底
- ② 工期延長にともない増加する共通費(共通仮設費、現場管理費)について、「工期運動型共通費積算方式」で増額変更
- ③ 工事の一時中止に伴う増加費用の積算

公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組②



〇 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更

- (4) 施工条件の変更に伴う適切な設計変更
- (5) 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用

〇 適切な数量の算出

- (6) 設計図書に基づく数量の適切な算出
 - ▶ 予定価格算出の前提となっている数量の適切な算出、施工条件等が施工実態と乖離している場合は適宜見直し
- (7) 営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の実施

新たな政策課題への対応

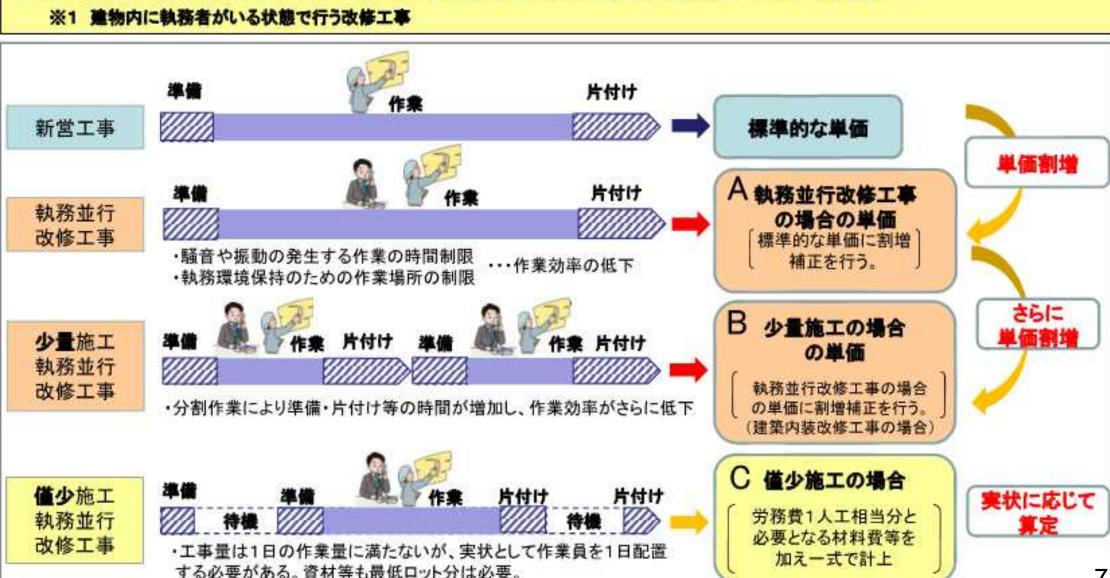
- (8) 新型コロナウィルス感染症の拡大防止対策(積算関係)
- (9) 熱中症対策に係る費用の計上
- (10) 労災補償に必要な保険契約における保険料の費用他の計上
- (11) 墜落制止用器具(フルハーネス型)の原則化に伴う対応
- (12) 営繕工事における週休2日促進工事(積算関係)

実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

工事量が少量、僅少等の場合の単価補正[1]

国土交通省近畿地方整備局

- A 執務並行改修※1の場合、複合単価及び市場単価の割増補正を行う。
- B 建築内装改修工事で施工数量が少量(概ね100㎡以下)の場合、Aの単価にさらに割増補正を行う。
- C 施工数量が僅少(概ね10m以下)の場合、現場で実際に必要な労務費・材料費等を計上。



7

工事量が少量、僅少等の場合の単価補正[2]

国土交通省 近畿地方整備局

※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

建築内装改修における単価割増の例(ビニル床タイル)

執務並行改修の場合、複合単価及び市場単価に (工種毎に定めている注1)割増係数を乗じる 各部位の施工数量(※)が 概ね100m以下(少量施工)の場合 さらに割増係数を乗じる。

(※)床、壁、天井部位ごとの同種工事の合計

市場単価

半硬貨 厚さ2.0 コンポジションビニル床タイルKT 一般床)

新営工事を対象にした単価 1,515円/㎡

ここでは「内外装(ビニル床材)」工事の補正率

単価 1,515円/m × 1.08★ ÷ 1,636円/m



単価 1,636円×1.3 ÷ 2,130円/㎡

割増係数1.3の場合

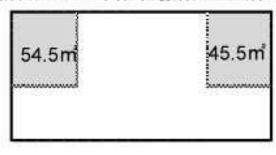
「少量施工を考慮した割増係数」の考え方の目安

施工数量が概ね100m以下

- 点在する場合はその合計
- 制約条件等により連続作業不可の作業場所が点在 する場合は、概ね5か所未満

割增係数:「1.3」

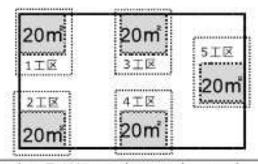
施工数量(合計)が100㎡、作業場所が2か所の例



施工数量が概ね100m以下であるが、制約条件等により連続作業不可の作業場所が概ね5か所以上で点在する、作業時間が極めて限られる、作業空間が著しく狭い等の制限によって施工効率が著しく低下する場合

割增係数:「1. 3超 ~2. 0程度」

施工数量(合計)が100㎡、作業場所が5か所の例



±1 工種毎の補正率については、「公共建築工事積算基準等資料」第4編 第1章 8改修工事の取り扱い 表A-1 表E-1 表M-1 を参照

※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

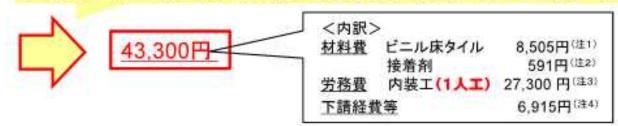
各部位の施工数量が概ね10㎡以下(僅少施工)の場合の算定例(ビニル床タイル)

僅少施工を考慮しない場合

(半硬質 厚さ2.0 コンボジションビニル床タイルKT 一般床)

単価1.640円/㎡×10㎡ = 16.400円

労務費1人工相当分と、必要となる材料等を加えて一式計上する



(注1)10.5m × 810円/m (材料の切り無駄等として5%を見込む)

(注2) 3kg ×197円/kg (0.3kg/m×10m=3kg)

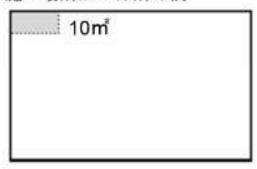
(注3)27,300 円(東京都)× 1人・日

(注4)((8,505+591)+27,300円)×0.19((材料費+労務費)×その他の率)

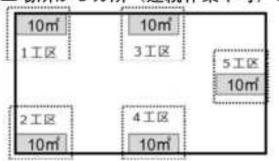
「僅少施工を考慮した積算」の考え方の目安

〇施工条件等により施工数量が僅少(概ね10m以下)となる場合は僅少箇所あたり労務費1人工を計上する(注5)

施工場所が1カ所の例



労務費 1カ所×1人エ・日/カ所 =1人エ 施工場所が5カ所(連続作業不可)の例

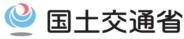


労務費 5カ所×1人エ・日/カ所 =5人エ

- ○材料費は、施工に最低限必要な単位の費用を実情に応じて算定する(例:塗料の数量をメーカー販売単位を踏まえ設定)
- 〇建築に付随する設備工事で、施工場所が点在する場合は、僅少施工として取り扱う

(注5)施工の実情に応じて半日分として0.5人工を計上する場合もある。また、施工数量が僅少となる部分が点在(5カ所程度以上)し、労務費が過大となり実情が合わないと考えられる場合は、改修割増複合単価及び改修割増市場単価に割増を行うことで対応する(1.3~2.0の範囲で適切に設定)。

実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定 見積活用方式



近畿地方整備局

- 「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」(平成26年2月6日付国営計第118号)より
- 営繕工事における入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の活用

「見積活用方式」の概要

公共建築工事積算基準類に基づく価格(以下「標準積算」という。)と実勢価格に乖 離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積書を用い て予定価格を設定する方式

対象工事及び項目

対象工事:(1)標準積算と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事

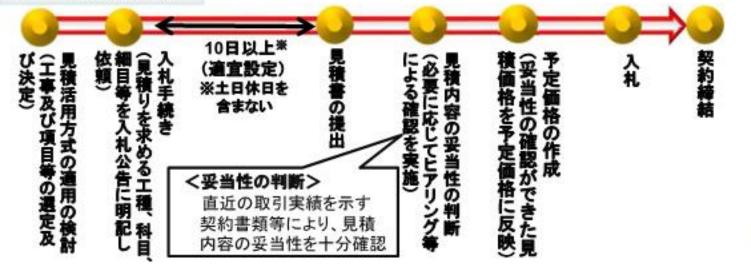
(2)過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格 との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事(当初発注からも適用可能)

なお、予定価格その他の条件を変更することができない場合(予算決算及び会計令 第九十九条 の二に該当する場合)、本方式を採用することはできない。

対象工種:直接工事費のうち、現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価及び 見積単価に乖離がある項目並びに共通仮設費、現場管理費の積み上げ部分

例) 鉄筋工事(加工組立)や型枠工事の単価

手続きの流れ



「見積活用方式」の適用明記

入札説明書に「見積活用方式」を 適用する旨と見積項目を明記



番号 ※発	種目 ※館	科目 ※発	組目 (名称) ※発	摘要 (仕様) ※発	数量 ※ 舱	見積価格 単価 ・価格 ※入
A1	行告	整体	以种	普通合板型枠 基礎部	1,611ml	ПООП
Δ9	中華	to ca	Brab	打除会展型時 地上報節	10.172ml	ററല
A3	行會	躯体	型种	打放合报型枠 基礎報節	179mi	ООЩ

新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止対策(積算関係)



※新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算上の対応について(令和2年4月22 日事務連絡)より

個々の工事現場の感染拡大防止のために必要な対策について、受注者より提出された実施計画書に基づき、受発注者間において協議したうえで設計変更を行う。

〇感染拡大防止対策として計上する費用の例

「防止対策費用」・・・備品、器材等の購入・リース費

- ・現場に従事する者のマスクの購入
- ・現場に配備する消毒液の購入
- 現場入場・退場時の現場内施設の<u>消毒作業</u>
- 体温計測器の設置
- 遠隔現場管理に要する機器及び通信費

「防止対策工事」・・・密集回避、感染防止のための工事

- ・改修工事において、入居者エリアと工事施工エリアを区画するための仮設間仕切りの設置工事
- その他密集回避、感染防止のため必要な工事

・感染防止対策の費用に現場管理費及び一般管理費等が必要な場合は、費用に含める。
 (現場管理費率、一般管理費等率による計算対象とせず、見積により計上)

〇感染拡大防止対策に係る費用の方法・留意点

- ・変更設計図書に感染拡大防止対策を実施する旨が明記されていることを確認する。
- 対策に必要な数量・費用の根拠を「実施計画書」及び見積書・領収書などにより確認する。
- ・必要な費用は元請分、下請分にかかわらず、計上する。
- ・感染拡大防止対策費用には、請負比率を乗じない。



サーモカメラに よる体温測定



消毒液 の設置



Webカメラを利用 した遠隔検査

熱中症対策に係る費用の計上



- ※「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」(令和元年5月22日付 国営計第6号他)より
- 〇建設業で熱中症の死亡災害が多く発生している状況を考慮し、営繕工事に おける熱中症対策に係る費用について設計変更により対応。
- ◇設計変更により対応する項目(当初工事費に費用計上されていない項目)

直接工事費に計上一共通仮設費に計上

- ・遮光ネット(足場に設置するものに限る)
- ・ドライミスト
- ·暑さ指数(WBGT値)の計測装置



受発注者間で設置期間等を協議の上、見積価格等を参考に費用を計上

◆一般的な熱中症対策に関する項目(<u>当初工事費に費用計上されている項目</u>)

共通仮設費率 及び 現場管理費率

- 作業場用大型扇風機
- ·作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補給液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服 等

注:総合評価落札方式の技術提案のテーマとして、<u>熱中症対策は求めない。</u> (技術提案の有無で受注者の費用負担に差が生じないようにするため)







暑さ指数 (WBGT) 計測装置

建設現場における熱中症対策事例集 (H29.3 国土交通省)より

官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針



■取組の背景

■未来投資戦略2018(抜粋)

i-Constructionの深化に向け、来年度までに橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理、建築分野を含む全てのプロセスに対象を拡大する。

官庁営繕工事において、本年度中に施工段階の BIM*をはじめとした<u>施工合理化技術の採用を発注者</u> 側が指定する試行を行い、発注・完成時の評価項目へ の反映を行うとともに、BIM ガイドラインを改定する。

X:BIM(Building Information Modeling)

■活用方針の概要

2020 年度の取組

- ①BIMの新たな取組
 - ・官庁営繕事業における設計から施工まで一貫したBIMの活用 に向けた試行
 - 施工BIMの活用(試行)
- ②施工合理化技術の更なる導入促進
 - 発注・完成時における施工合理化技術の評価・加点
 - ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定(試行)
- ③情報共有、打合せ等の更なる円滑化
 - ・情報共有システムの活用を設計業務へ拡大(試行)
 - ・テレビ会議等の活用、建設現場の遠隔臨場の試行
- ④ICT建築土工の試行継続

■成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・ 令和元年度革新的事業活動に関する実行計画 (令和元年6月)(抜粋)

BIM 導入を戦略的に進めるため、国・地方公共団体、建設業者、設計者、建物所有者などの<u>広範な関係者による協議の場を設置</u>し、直面する課題とその対策や官民の役割分担、工程表等を 2019 年度中に取りまとめる。

BIMを、国・地方公共団体が発注する建築工事で率 先して利用し、民間工事へ横展開させる。

2021 年度の取組 太字・下線: 2021年度新規の取組

- ①BIMの新たな取組
 - ・官庁営繕事業における設計から維持管理段階まで一貫した BIMの活用に向けた試行
 - ·施工BIMの活用(試行)
- ②施工合理化技術の更なる導入促進
 - ・発注・完成時における施工合理化技術の評価・加点
 - ・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定(試行)
- ③情報共有、打合せ等の更なる円滑化
 - ・情報共有システムの活用<u>(工事において原則※発注者指定により活用)</u>※小規模のもの、エ期の短いもの等を除く
 - ・テレビ会議等の活用、建設現場の遠隔臨場の試行<u>案件</u> 拡大)及び要領の作成
- ④ICT建築土工の試行継続

工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化(活用方針以外)

地方公共団体、民間への展開 ⇒全国営繕主管課長会議、業界団体等へ情報共有、HPへ掲載

2021年度 官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針



BIMの取組

●官庁営繕事業における一貫したBIMの活用(試行・拡充)

令和3年度に発注するPFI事業において、維持管理段階までの一貫したBIMの活用に向けた試行を実施 施工段階



BIM データの 提供



提供されたデータを元に施工BIMの実施

BIM データの 提供



・提供されたデータの維持管理段階で

情報共有、打合せ等の更なる円滑化

- ●情報共有システムを原則発注者指定により活用
- ・原則全ての営繕工事※で情報共有システムを活用



情報共有システムを活 用した工事では電子検

※小規模のもの、工製の短いもの等を除く

- ●営繕工事における建設現場の遠隔臨 場の試行拡大及び要領の作成(新規)
- 督職員の立会い」を必要とする作業の一部に遠隔臨場を適



受発注者の作業効率化 契約の適正な履行としての 施工履歴の管理の実施



効果等を把握

試行結果を踏まえ、要領を作成

工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化

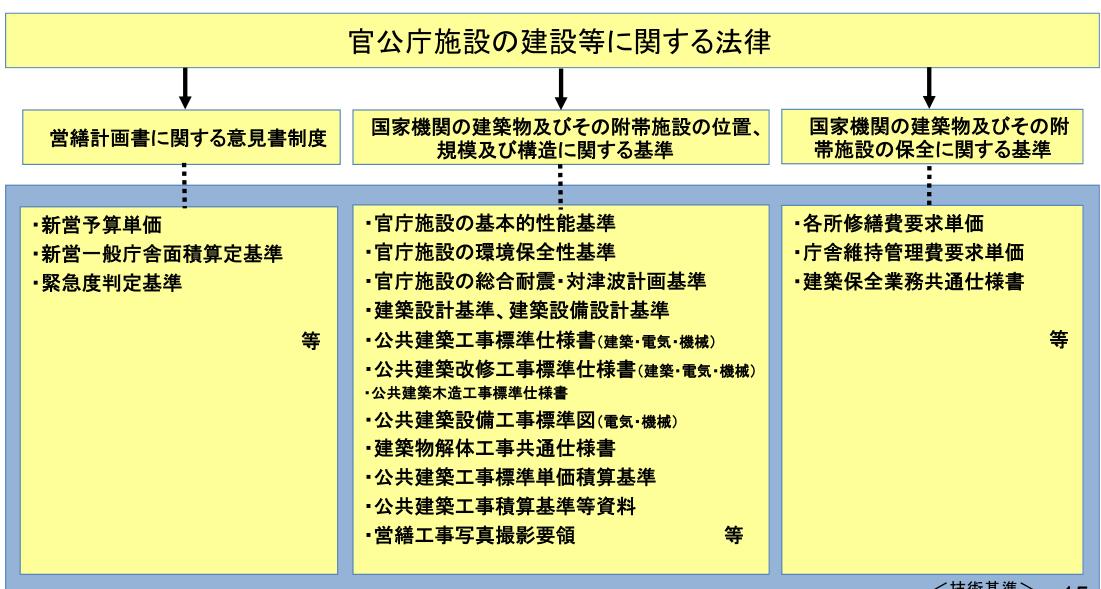
- ●工事・業務関係書類については、署名又は押印を廃止する。
- ●工事・業務において、設計図書等により書面で行うこととしている「指示」、「承諾」、「協議」等の手続きについては、原則として、電子メール、情報共有システム等により行うこととする。
- ●工事・業務において、書面手続に電子メール又は情報共有システムを利用した場合は、電子データを 利用した検査を行う。

官庁営繕の技術基準

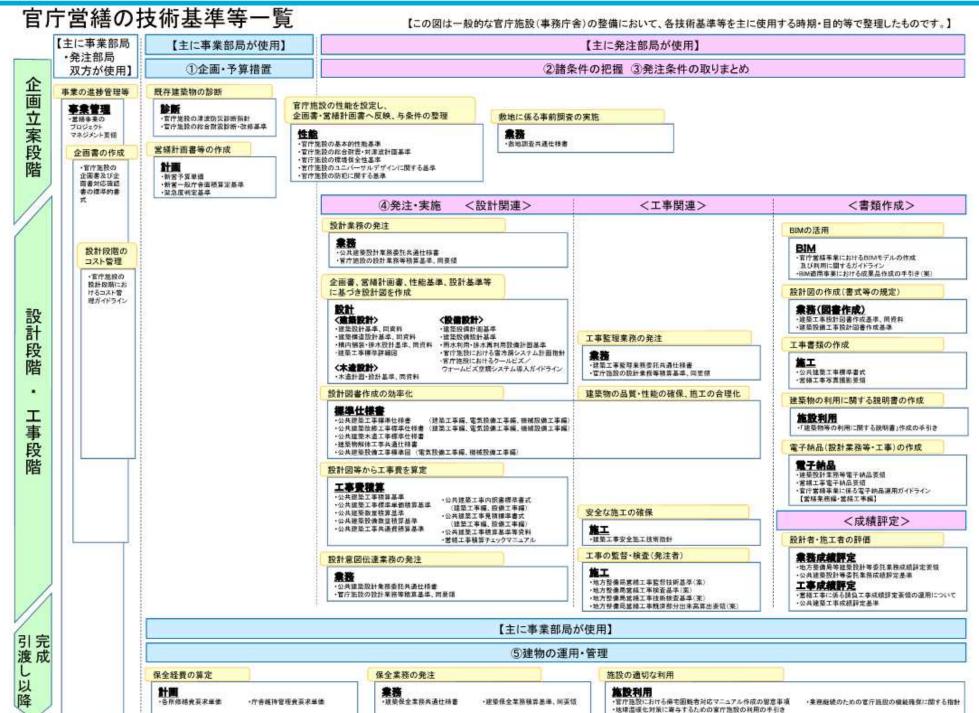


国土交通省では、国家機関の建築物の整備や保全指導等を効率的かつ的確に実施するため、計画、設計、施工、保全等の各分 野において、技術基準(基準・要領・資料)を定めています。

これらの技術基準を活用することにより、国家機関の建築物の整備や保全について一定の方向性と水準の確保を図るとともに、 災害に対する安全の確保、利用者の利便性の向上、環境への配慮等、社会的要請に的確に対応するよう努めています。







公共建築相談窓口 对応状況

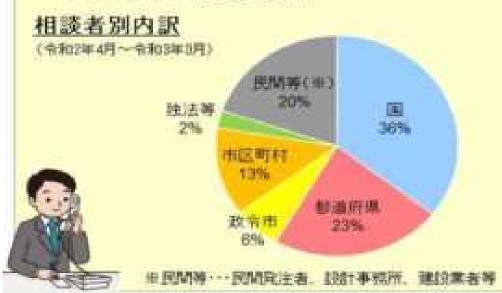


相談窓口について

- 〇国土交通省では、公共建築に関する技術的な相談を広く受け付けるための窓口を開設
- 〇平成14年から、公共建築に関する相談窓口を以下に統一的に設置 (国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局営繕部、各営繕事務所等)

相談者等

- ○令和元年度(平成31年4月~令和2年3月)は、 延べ2、442件の相談を受付
- ○令和2年度(令和2年4月~令和3年3月)は、延べ1,858件の相談を受付



相談内容等

- ○主な相談内容
 - ·企画立案
 - ·事業実施(設計、積算、入札手続き、工事監理)
 - ・保全
 - ・官庁営繕に関する技術基準の運用 等
- ○情報提供可能な直轄営繕工事の取組
 - ・適正な予定価格の設定方法
 - 適切な工期設定の考え方
 - ・適切な設計変更
 - ・施工時期の平準化 等





					工
組織		窓口	電話	内線	対象地域
本省	大臣官房官庁営繕部	計画課	03-5253-8111	23227	全国
				_	
北海道開発局	営繕部	営繕調整課	011-709-2311	5730	北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153	李文章 出去者 李珍县 私内语 心心者 有主语
		保全指導·監督室]	5513	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	-	岩手県、青森県、秋田県
関東地方整備局	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、
		計画課課長補佐		5153	東京都、神奈川県、山梨県、長野県
		保全指導·監督室室長補佐		5513	
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	_	埼玉県、東京都(練馬区、新宿区、渋谷区、
					板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区)
	東京第二営籍事務所	技術課長	03-3531-6550	-	千葉県、東京都(荒川区、台東区、足立区、
					葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区)
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	-	山梨県、東京都(中野区、杉並区、世田谷区、
					品川区、大田区、目黒区、特別区以外)
	宇都宮営籍事務所	技術課長	028-634-4271		栃木県、茨城県
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104		神奈川県
	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	-	長野県、群馬県
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	-	新潟県、富山県、石川県
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	-	石川県、富山県
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	-	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421		静岡県
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、
		計画課課長補佐		5153	兵庫県、奈良県、和歌山県
		保全指導·監督室	06-6443-1791	-	大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く)、
					兵庫県、和歌山県
	京都営繕事務所	保全指導·品質確保課	075-752-0505	-	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、
					大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡)
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	-	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	-	岡山県、鳥取県
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331	5153	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、
		保全指導·監督室室長補佐		5513	大分県、宮崎県、鹿児島県
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	-	熊本県、大分県
	鹿児島営籍事務所	技術課長	099-222-5188	-	鹿児島県、宮崎県
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152	沖縄県

公共建築工事の円滑な施工確保対策関連通知等一覧①



項目	文 書 番 号	日 付	文 書 名
	国営計第92号 国営計第188号 国営設第101号	H25.12.26	官庁営繕工事における不調・不落対策(施工条件の明示)について https://www.mlit.go.jp/common/001069508.pdf
円滑施工	国営計第98号 国営整第131号 国営設第136号	R2.1.31	官庁営繕事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策への対応について https://www.mlit.go.jp/common/001329367.pdf
	国会公契第32号 国官技第268号 国営管第432号 国営計第129号 国北予第50号	R3.1.29 ※	国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001397957.pdf
営繕積算方式	国営積第1号	R3.4.23	『営繕積算方式』の普及・促進について https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html
積算数量の チェック	国営積第8号	R3.3.26	営繕工事積算チェックマニュアル https://www.mlit.go.jp/common/001226861.pdf
資材労働者 不足	国営積第9号 国営整第140号	H29.10.25	「営繕工事における遠隔地からの建設資材等の調達費用及び労働者確保に要する費用の積算方法等」 の試行について(通知) https://www.mlit.go.jp/common/001125382.pdf
適正な 予定価格	総行行第86号 国土入企第1号	H27.4.28 ※	予定価格の適正な設定について https://www.mlit.go.jp/common/001206183.pdf
	-	H30.2.9	「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」について https://www.mlit.go.jp/common/001221146.pdf
工期設定	-	R2.3.23	公共建築工事における工期設定の基本的な考え方(事例解説) https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001334942.pdf
	-	R2.7.10	工期に関する基準(中央建設業審議会 決定) https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001357459.pdf
変更設計	-	R2.6.1	営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案) https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001347702.pdf

公共建築工事の円滑な施工確保対策関連通知等一覧②



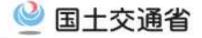
項目	文書番号	日 付	文 書 名
小規模改修	国営積第29号 国営整第299号	H28.3.25	「工期が著しく長期となる小規模改修工事の共通費算定」の試行期間の延長について(通知) https://www.mlit.go.jp/common/001125383.pdf
見積活用	-	H26.2	営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について https://www.mlit.go.jp/gobuild/mitsumori_manyuaru.html
施工条件明示 (少量及び 僅少施工)	国営積第4号	R1.10.25	営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について https://www.mlit.go.jp/common/001315122.pdf
入札時積算数量書	国地契第80号 国営管第432号 国営積第23号 国北予第36号	H29.3.14	営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について https://www.mlit.go.jp/common/001175782.pdf
活用方式	国営積第5号	R2.6.30	営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアルについて https://www.mlit.go.jp/common/001206397.pdf
インフレ	国営管第393号 国営計第107号他	H26.1.30	賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について https://www.mlit.go.jp/common/001039525.pdf
スライド	-	H26.2	賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版) https://www.mlit.go.jp/common/001028156.pdf
工事の 一時中止	(参考資料)	R2.10	工事の一時中止に伴う増加費用の積算について ~「公共建築工事積算基準等資料」の参考資料~ https://www.mlit.go.jp/common/001368703.pdf
新型コロナ 対策	事 務 連 絡	R2.4.22	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算上の 対応について https://www.mlit.go.jp/common/001344404.pdf
熱中症対策	国営計第6号 国営積第1号 国営建技第1号	R1.5.22	営繕工事における熱中症対策に係る費用について https://www.mlit.go.jp/common/001303915.pdf
週休2日 促進工事	国営積第4号	R2.6.23	営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について(改定) https://www.mlit.go.jp/common/001341310.pdf

近畿地方整備局からの情報提供(企画部)

令和 3年 7月19日 近畿地方整備局

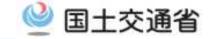


近畿地方整備局



週休2日確保に向けた取組

【概要】働き方改革実現に向けた週休2日



令和2年4月1日以降に公告する工事より、受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達 成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に 当初予定価格から4週8休を前提とした経 費の積算を行う。

【近畿地整における週休2日取得の取り組み】

- > 施工時期の平準化
- > 適正な工期設定
 - 週休2日算定が可能な「工期設定支援システム」の導入
 - 工事着手準備期間・後片付け期間の見直し
 - 工期設定の条件明示
 - 工事工程クリティカルパスの共有
 - 余裕期間制度の活用
 - 工事工程の受発注者間の共有

近畿地整独自取組

週休2日を考慮した労務・機械賃料・間接費の補正

(R3年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

【地方公共団体への展開】

- 発注者協議会において、週休2日実施の目標値を設定、 実施状況を今後公表。
- ▶ 全ての公共工事発注者が青務を果たしていくため、断続 的にフォローアップを行う。

R3近畿地整における週休2日の取扱い

【対象工事】

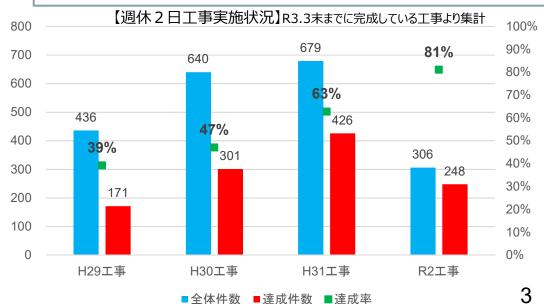
維持作業等を除く、全工事を対象。

(維持工事及び現場閉所困難工事については、週休2日交替制モデ ル工事を適用する。)

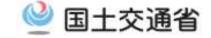
【调休2日の考え方】

現場閉所率は工事着手日から工事完成日の内、巡回パト、保守点 検等の現場管理上必要な作業等を行う場合を除いた現場閉所日を対 象期間で除した割合をいい、現場閉所率により補正を行う。

ただし、発注者指定(3億円以上)は4週8休以上、発注者指定(3億 円未満)および受注者希望は4週6休以上の現場閉所率の場合に補 正する。



週休2日交替制モデル工事の取組および必要経費の計上について



- 工期に制約のある維持工事や災害復旧工事・連続施工せざるを得ない工事においては、現場閉所の休日確保が難しく週休2日が浸透しにくい実態があることから、工期に制約のある工事でも休日拡大を図る目的で、週休2日交替制モデル工事を試行する。
- 令和3年度より、新たに現場管理費の補正係数を設定。

対象工事

- 河川維持、道路維持及び道路照明施設維持補修にかかわる工事又は作業
- 現場閉所困難工事(災害復旧工事など)

確認方法

- 施工計画書において、施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技能労働者(一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外)毎の休日取得計画がわかる計画工程表を明示。
- 各技能者・技能労働者の確認対象期間における休日日数を毎月の打合せ簿にて確認後、休日率を算出。
- 各技能者・技能労働者の各休日率から平均休日率を算出。

【交替制モデル工事実施状況】R3.3末までに完成している工事より集計



140 100% 120 90% 120 80% 100 60% 70% 60% 80 40% 50% 60 48 40% 42 30% 40 20% 20 10% 工事完成時に確認 0% H31工事 R2工事 ■達成率

補正方法

- 確認対象期間を工期で除した割合に標準補正係数を乗じ労務費及び現場管理費の補正係数を算出。
- 維持工事等で、工期が複数年度にまたがり、各年度で精算を行う場合は各年度毎に算出する。

(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	_	_	_

	(R3年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
)	労務費	1.01	1.03	1.05
	現場管理費	1.01	1.02	1.03

週休2日標準化へのロードマップ



- 労働基準法の改正(R1.4)により、時間外労働規制を見直し。
- 建設業に対しては5年間の猶予が与えられ、R6.4月から施行。
- R6年度からは全ての工事において週休2日が標準となる。

週休2日標準化の進め方



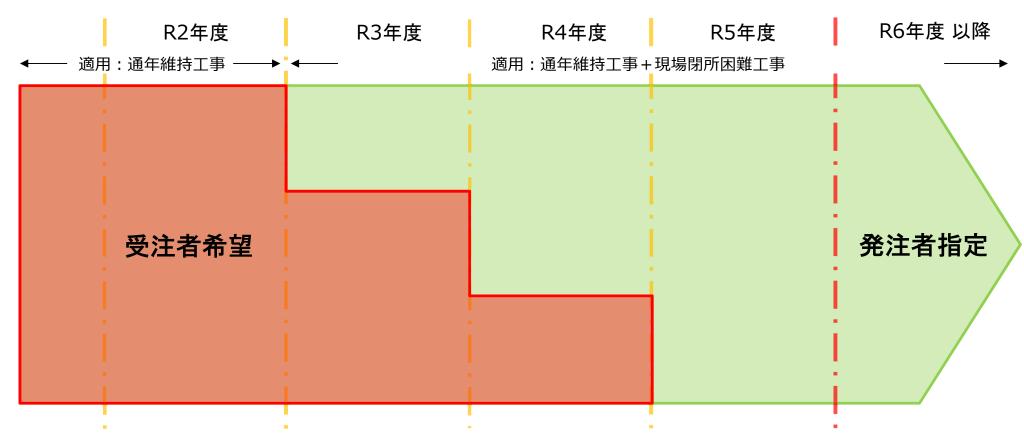
※R3年度試行

予定価格3億円未満の発注者指定型においては、4週6休以上を週休2日とする。

週休2日交替制モデル工事 運用について(ロードマップ)



- R 1より維持工事に限定し、交替制モデル工事を運用。
- R 3より維持工事及び現場閉所困難工事にも適用とする運用の変更。

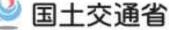


【現場閉所困難】連続して稼働しなければならない工事

- ·災害復旧工事
- ・交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事
- ・連続施工せざるを得ない工事(シールド、ニューマチックケーソンなど)

週休2日対象工事における工事工程開示の試行について





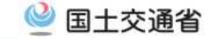
- 維持工事等を除くすべての工事で、入札公告時に概略工事工程表を明示する。
 - 工事工程表は、原則として工期設定支援システムを活用し、適正な工期設定指針に基づくものとする。
- なお、あくまで「見積参考資料」として明示するものであり、有効期限は入札日までとする。

【見積参考資料】概略工事工程表

		【全体工	程表】							.事名:()		<u>تام ب ب</u>	<u> </u>	<u> </u>								
I	Ias	3/28	4/18	5/8	5/28	6/17	7/7	7/27	8/16	9/5	9/25	10/15	11/4	11/24	12/14	1,	/3 1/23	2/			3/24	備考
エ	悝	1	21	41	61	81	101	121	141	161	181	201	221	241	261	28		32		41	361	備考 (パーティ(pt)数等)
									8/13~8/15(3	日):夏季休暇					1	12/29~	~1/3(6日):年末年始	休眠				
準備	ェ	準化	備工_40 目	3																		
		1		40																		
		¹		40																		
					格土工 _2	го 🗆			\dashv							-						
道路	土工			(上)	701	30 □			_													掘削工(1pt)
				41													30	77			Ì	路体盛土工(2pt) 路床盛土工(2pt)
				71																		'路床盈工工(Zpt)
補強	盛土									1	補強盛士	-工_3日										
エ																						(1pt)
										178	180											•
									_							:±	面工_1日	N+ -	T 045	7		
法面.	エ															11	₩+		I <u>⊥_</u> 21 E	1		(0.1)
																2	92 292	308	328		(2pt)	(2pt)
擁壁.	ı l			擁壁	⊥_134 🗄	4																
				11																		(1pt)
				41							177											
±														ħ	ルハ゛ートエ	2	4 H					
カルハ	-VT													"	1 -							(1pt)
														253	3 2	276						(ΤΡΕ)
									_	100.00						4 -						
横断	管渠									横断	管渠工_	28 ⊟										
エ										4.60	100											(1pt)
										163	190	'										
排水	構造																排水構造物	勿工 9 F	3			
排水物工																						(1pt)
																28	3 291					(ΤΡΙ)
<i>(4, 1)</i>	付け	_							_							4			/// LI /			
後片 エ	付け																		後斤任	寸け工_	_30日	
_																			329	21	58	
																		3	529	33	٥٥	

この「見積参考資料(工事工程)」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、また、発注者における工事工程の考え方、制約条件を明示したものであり、契約書第 1条にいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、 工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。 なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

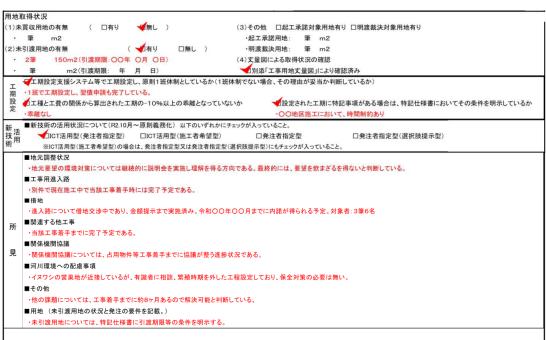
週休2日対象工事における施工条件明示の試行について(その1)



- 更なる週休2日促進に向け、工事発注時における各種関係機関協議などの工事工程に影響する具体的な内容を、入札公告時に「工事発注時チェックシート」を明示する。
- なお、あくまで「見積参考資料」として明示するものであり、有効期限は入札日までとする。

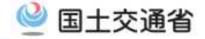
工事発注時チェックシート





この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、また、発注者における工事工程の考え方、制約条件を明示した ものであり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質 条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。 なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

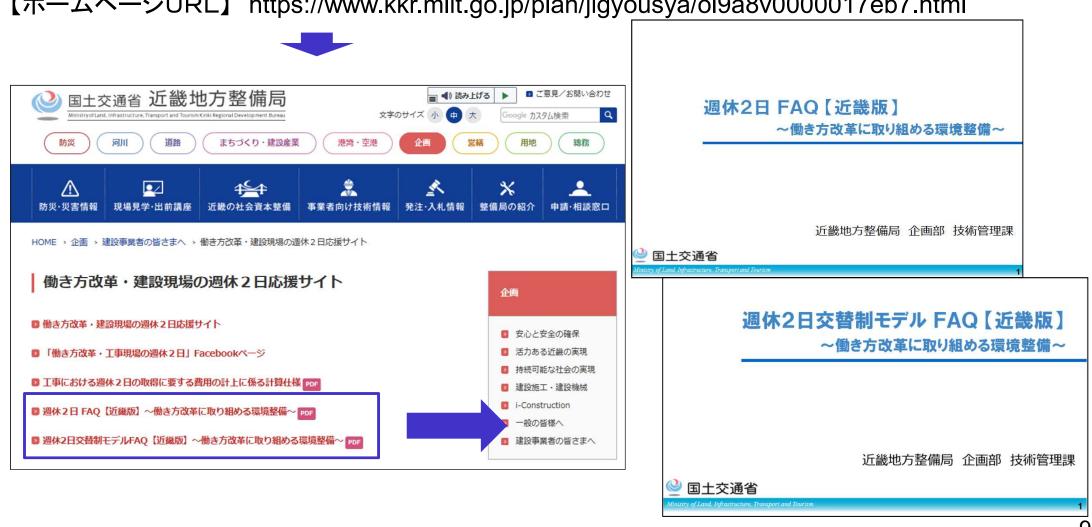
週休2日 FAQ【近畿版】の公表について

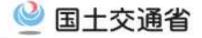


週休2日の発注方式の定義や問合せ・回答(現場閉所の考え方、積算上の考え方など)等につい て、とりまとめた「週休2日 FAQ【近畿版】」及び「週休2日交替制モデル FAQ【近畿版】」を近畿地方 整備局HPにアップしました。

今後の週休2日実施にあたりご参考にしてください。

【ホームページURL】 https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/ol9a8v0000017eb7.html





発注関係事務の運用に関する指針に基づく取組(測量、調査及び設計)



会 計 法(抜粋)

【第79条(予定価格の作成)】

契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、(後略)。

【第80条 (予定価格の決定方法)】

予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難 易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し 適正に定めなければならない。

公共工事の品質確保の促進に関する法律(抜粋)

【第7条(発注者等の責務)】

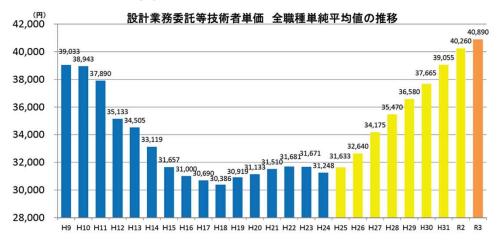
第1項第1号 (略)適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める

予定価格の適正な設定



●適正な基準、単価の採用

- 積算に使用する積算基準は入札時点における基準を採用する
- 技術者単価は国土交通省において公表している設計業務委託等技術者単価により入札時点における単価を採用する



●見積りによる積算事務の適正化

見積もり徴収により積算を行う場合は、見積もり徴収者に見積もりする内容が十分に伝達できるように努めるとともに、積算に用いた見積もりによる歩掛等は、参考資料として、工種毎の採用歩掛の総人工数等の提示を行い、入札参加者が適正な見積もりができるように努める。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等



低入札価格調査基準

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- ■「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、落札者としない

対象

- 予定価格が1,000万円を超える業務を対象として調査基準価格を設定。500万円以上1,000万円以下 の業務では品質確保基準価格を設定
- (簡易)公募型競争入札方式(準ずる方式含む。総合評価落札方式含む。)、通常指名競争入札方式、(簡易)公募型総合評価落札方式(業務能力評価型)及び指名型総合評価落札方式(業務能力評価型)

対応

- 入札額が調査基準価格、品質確保基準価格を下回る場合(低入札業務)、以下の措置を講じる。 (低入札業務の措置)
- 業務成績評定点が70点未満の業務は企業の業務実績として認めない(通常60点未満)
- 業務完了後、業務コスト調査の実施。応じない場合、業務成績を最大10点減点
- 過去の業務の業務コスト実績などの業務執行能力に係る詳細調査の実施
- 優良業者表彰の対象外(技術者表彰は対象)
- 積算歩掛に照査が含まれている業務は発注者の承諾を受けた第三者による照査を受けて納入しなければ ならない
- 現地調査時における管理技術者等の現場常駐

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等



予決令第85条の基準に基づく価格 予定価格が1000万円を超える業務で作成

調査基準価格(当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準)は次のとおり。

調査基準価格=(①+②+③+④)×1.10

業種区分	1	2	3	4	上限	下限
測量業務	直接測量費 の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の 4.8乗じて得た額	_	予定価格の 10分の8.2	予定価格の 10分の6
建築関係の建 設コンサルタ ント業務	直接人件費 の額	特別経費の額	技術料等経費の額に1 0分の6を乗じて得た 額	諸経費の額に10分の6 を乗じて得た額	予定価格の 10分の8	予定価格の 10分の6
土木関係の建 設コンサルタ ント業務	直接人件費 の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて得た 額	一般管理費等の額に 10分の4.8を乗じて得 た額	予定価格の 10分の8	予定価格の 10分の6
地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費の額 に10分の9を乗じ て得た額	解析等調査業務費の 額に10分の8を乗じて 得た額	諸経費の額に10分の 4.8を乗じて得た額	予定価格の 10分の8. 5	予定価格の 3分の2
補償関係建設 コンサルタント 業務	直接人件費 の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて得た 額	一般管理費等の額に 10分の4.5を乗じて得 た額	予定価格の 10分の8	予定価格の 10分の6



調査基準価格に相当する基準価格の設定

●<u>予定価格が500万円を超え1000万円以下の業務</u>においては、調査基準価格の設定がないことから、低価格の入札・契約があった場合の対応ができない。このため、調査基準価格に相当する基準価格として、

「品質確保基準価格」を設定する。

品質確保基準価格

業種区分	予定価格に対する割合
土木関係建設コンサルタント業務	75%
測量	78%
地質調査業務	82%
補償関係コンサルタント業務	79%

- ※業種区分は、業務に応じて、ひとつの業種区分の割合により算出。
- ※1,000万円超の業務における平均的な調査基準価格の割合を適用



1. 目的

- 〇 適正な履行期間を確保した上で、測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、計画的な業務発注(早期発注)に 努め、履行期限が年度末に集中することを防ぐ。
 - →履行期限の年度末集中による受注者の作業時間・照査時間の不足に伴い発生する不具合を回避する。

2. 実施内容

第4四半期

〇 中長期的には、当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率が上半期50%、下半期50%を目指すこととし、令和3年度以降の履行期限については、当面の目標として以下の数値を四半期毎に履行期限を迎える業務件数の比率の目安とした上で、各地整等で目標を設定し、達成に努める。

令和元年度目標

令和3年度目標(案)

将来

第1~3四半期 30%以上

第1四半期 5%以上 第2四半期 10%以上 第3四半期 15%以上 第4四半期 45%以下

 $\qquad \Longrightarrow \qquad$

上半期 50%

下半期 50%

(翌債・国債等 25%以上)

令和3年度より繰越制度を積極的に活用し、履行期限を第4四半期とする業務を圧縮

- 〇測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、年内納期とする早期発注や国債・翌債の活用等により、適正な履行期間を確保した上で公告時期から履行期限までを考慮した四半期毎の発注計画を作成し、計画に基づいた業務発注に努める。
- 真に必要な業務を除き履行期限が3月とならないように配慮する。

70%以下

○ 業務履行中に関係機関協議等により、年度内に適正な履行期間を確保できなくなった場合は、<u>適切に繰越手続きを</u> 行う。

3. 対象

〇測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務を対象とする。(ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外。)



(単位:日)

履行期間の確保

- 〇 設計業務等標準積算基準書(参考資料)に定める履行期間の算定方法を参考に履行期間の確保を図る。
- 年末年始休暇、夏期休暇が含まれる場合はその日数も考慮する。

土木設計業務等の履行期間の算定方法

工種	業務価格が3千万円未満の場合	業務価格が3千万円以上の場合
①道路橋設計等 ②道路設計等 ③道路計画等 ④トンネル及びトンネル設備の調査・ 設計等 ⑤河川構造物の調査・設計等	Y1=0.04X+60	Y2=0.01X+150
⑥河川の調査・計画等	Y3=1.3(0.04X+60)	Y4=1.3(0.01X+150)
⑦砂防関連の調査・計画・設計	Y5=1.4(0.04X+60)	Y6=1.4(0.01X+150)

注)Xは業務価格(単位:万円)とする。

調査・計画業務の履行期間の算定方法 下表に示す履行期間を最低限確保するものとする

業務価格	履行期間
1,000万円未満	3ヶ月程度
1,000万円以上2,000万円未満	4ヶ月程度
2,000万円以上3,000万円未満	5ヶ月程度
3,000万円以上	6ヶ月程度

適正な履行期間の設定

業務スケジュール管理表の作成及び管理

- 業務スケジュール管理表の作成、管理を試行する。
- 業務スケジュール管理表の作成及び管理は、原則として受注者が行うものとする。
- 受注者による確実な照査の実施のため、照査の実施時期、必要な期間及び照査技術者による説明の時期について、受注者と協議の上、その着手日、期限及び説明日を定め、業務スケジュール管理表に明記し、適正な照査期間の確保に配慮した業務スケジュール管理に努める。
- 業務スケジュール管理表には、クリティカルパスを記載するとともに、業務履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項について、受注者と協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を明記し、履行期限までに業務が完了するよう円滑な業務進捗を図る。
- 発注者が想定する履行期間の内訳について受注者へ提示すること等により、受発注者間の良好なコミュニケーションを図るものとする。
- 〇 やむを得ず履行期間の延長及び契約内容の変更が必要となった場合は、業務スケジュール管理表を活用し、 適切な履行期間の確保を図る。

対象

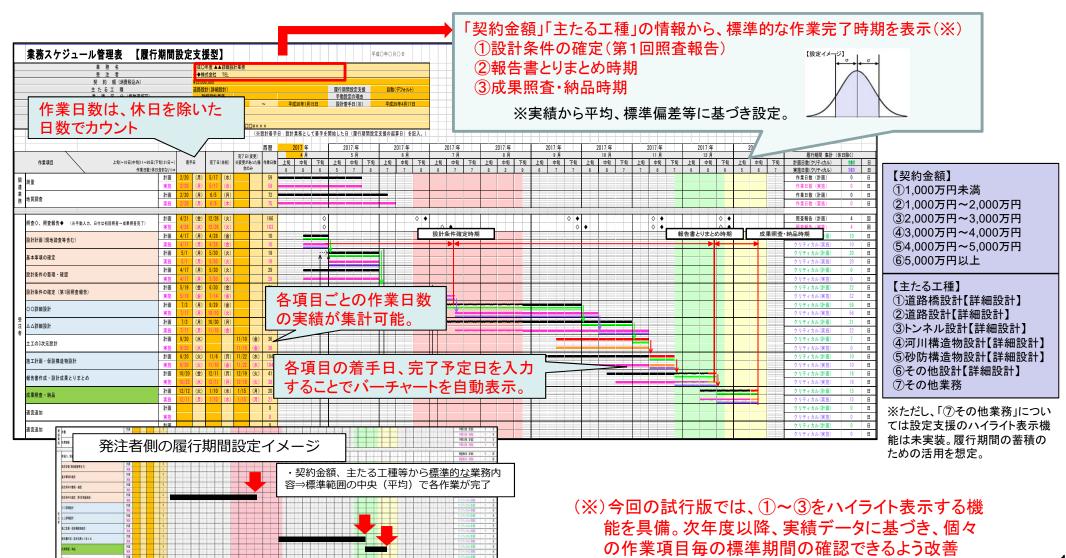
○ 測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務を対象とする。

ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外。

適正な履行期間の設定



- 詳細設計の作業項目について、過去の作業期間に基づき履行期間を設定できる履行期間設定支援ツールを作成
- 「契約金額」「主たる工種」から実績に基づく条件確定時期等までの標準的な作業期間を表示
- 受注者による確実な照査の実施のため、照査の実施時期、必要な期間及び照査技術者による説明の時期について、受注者と協議の上、その着手日、期限及び説明日を定め、業務スケジュール管理表に明記し、適正な照査期間の確保に配慮した業務スケジュール管理に努める





土木設計業務等変更ガイドライン

【基本事項】下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

- 1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
- 2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- 3. 所定の手続(契約書第18条~第25条、共通仕様書第1121条~第1124条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- 4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
- 5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

【留意事項】設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

- 1. 受・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
- 2. 受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
- ※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
- 3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする。
- 4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。 (プロポーザル方式の場合)



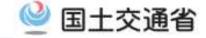
発注者・受注者の留意事項

- 〇 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計 図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。)の変更の円滑化を図る必要がある。
- 発注者は、必要な業務の条件(必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。)を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。
- 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- 受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。
- 受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。
- 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

発注者の役割・責任と品質確保のための具体的取組み 坐

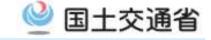


		取り組み項目	対策概要(目的・効果)
業務発注	発 役注 割 の	①適正な履行期間の設定および履行期限の平準化 (H23~ 原則、全ての業務)※年間を通して行う業務は除く	・早期発注および適正な履行期間による業務発注に努める。 ⇒履行期限の年度末集中による受注者の作業時間・照査時間の不足によるミス発生を回避。 【令和3年度目標】第1四半期 5%以上、第2四半期 10%以上 第3四半期 15%以上、第4四半期 45%以下、令和4年度への翌債・国債等 25%以上
業務履行	契約上の責任	②条件明示の徹底 [条件明示チェックシート(案)の活用] (H24~ 一部の詳細設計業務について試行 H25~ 適用工種を拡大して実施) [設計業務等 実施条件明示マニュアル(案)] (H28~ 平成28年4月1日以降入札公告を行う業務から適用)	・設計業務における発注者の条件明示の徹底 詳細設計業務発注時に、業務履行に必要な設計条件(基本条件や協議の進捗状況、貸与資料等)を 発注者が確認し、適切な時期に受注者に明示。 ⇒業務履行における発注者の責任の確実な履行。
	業務環境の整備受発注者双方の責任の履行促進のための	③合同現地踏査の実施 (H23~ 全ての業務) 円受 滑発 化注	・業務着手段階において、受発注者で合同現地踏査を実施。 ⇒設計条件・施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化・共有を図る。 地質構造の複雑な箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場の合同現地踏査等において地質業 務の受注者等を参画させ、成果の品質確保・向上に努める(H29試行)
		④業務スケジュール管理表の活用(H23~ 全ての詳細設計業務)(H29~ 【履行期間設定支援型】試行)(R02~ 【検討業務型】試行)	・受発注者で合意した業務スケジュール管理表を活用。 ⇒発注者の判断・指示が必要な事項について、受発注者で協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を定め、明記。 ⇒適切な履行期限の延期(繰越を含む)および、委託料の変更の必要性に関する資料として活用。
		⑤ワンデーレスポンスの実施 (H23~ 全ての詳細設計業務)	・受注者により設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答。検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知。 ⇒円滑な業務の進捗を図る。
		⑥ウィークリースタンスの推進 (H30~ 全ての業務)(R02~ 実施項目を追加)	・業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発 注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行。
		⑦受注者による確実な照査の実施 (H28 照査体制の強化(赤黄チェック)を本格運用) (H29 詳細設計照査要領の改定)	・基本事項の照査については、「詳細設計照査要領」に基づき実施することを特記仕様書で義務付け。 ⇒基本的事項の照査内容の統一を図り、成果品の品質確保を図る ・業務スケジュール管理表に照査の実施時期・必要期間を明記することにより、適正な照査期間を確保。 ⇒照査期間に配慮した工程管理。 ・照査技術者自身による照査報告 ⇒受注者の照査に対する意識の向上。成績評定への反映。 ・入札段階における予定照査技術者の評価 ⇒優れた照査技術者を配置する企業を評価。 ・照査体制の強化(赤黄チェック)/照査費用の見直し ⇒データ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス(単純ミス)の防止。
検	会計法・品確 の責任 の 発注者	⑧発注者の行う検査範囲の明確化「検査技術基準」および「技術検査基準」の策定(H24~ 設計業務について試行H25~ 調査設計、測量、地質、発注者支援業務等のすべての業務で試行を実施)	・発注者の行う検査範囲の明確化による受発注者の責任分担の明確化会計法に基づく給付の完了の確認ための検査と、品確法に基づく履行の過程及び成果を評価するための技術検査を明確に区分。 ⇒給付の確認ための検査範囲を超えるものは、受注者の責任により品質確保を図ることを明確化。 委託業務等成績評定要領の改定に向けた試行の実施(H29.4.10~H29.6.30に完了検査を実施する業務)



近畿地方i-Construction大賞について

近畿地方i-Construction大賞について



- 令和3年度より、近畿地方i-Construction大賞を創設し、募集を開始予定。
- 建設現場の生産性向上に係る優れた取組について、積極的な推薦をお願いしたい。

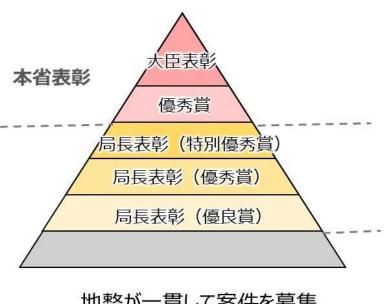
【本省版推薦要件】对象:直轄、特殊法人等、府県、政令市、市町村

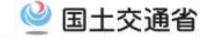
・推薦にあたりi-Construction(ICT施工、BIM/CIMの活用、プレキャスト製品の活用、新技術の活用、工事 書類の簡素化、遠隔臨場、講習会の実施等)に係る優れた取組として、各地整等におけるi-Construction大賞の表彰候補としている案件であること。

【近畿版推薦要件】 対象:特殊法人等、府県、政令市、市町村

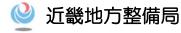
・推薦にあたりi-Construction(ICT施工、BIM/CIMの活用、プレキャスト製品の活用、新技術の活用、工事 書類の簡素化、遠隔臨場、講習会の実施等)に係る優れた取組として原則、**自治体において表彰を受賞した案件であること。** (ただし、表彰時期が本選考より後となる場合は、各機関の表彰要件を満たしている案件であること、表彰制度がない場合は、指名停止や事故による措置を受けていない案件であること)

■ R3年度 〈8月頃〉 本省・近畿版 i-Con大賞候補の募集 〈9月頃〉 近畿版 i-Con大賞選考委員会 〈9月末〉 本省版 i-Con大賞候補の推薦 〈10月頃〉 近畿版 i-Con大賞 表彰 〈11月頃〉 本省版 i-Con大賞選考委員会 〈12月頃〉 本省版 i-Con大賞表彰





『災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン』の改正について



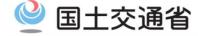
平成29年7月に策定された「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」が令和3年5月に改正されました。

(改正のポイント)

- ・工事・業務双方の入札契約方式の随意契約や指名競争等の適用条件を明確化
- ・技術提案・交渉方式、事業促進PPP等の契約方式についての最新知見を反映
- ・地方公共団体の参考となるよう、入札契約方式の適用、体制確保等について、直轄事業との相違点や留 意事項を充実

「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」 新旧比較

1. 入札契約方式選定の基本的考え方 1. 入札契約方式選定の基本的考え方 1.1 発注者の果たすべき役割 1.1 発注者の果たすべき役割 1.2 入札契約方式選定の基本的な考え方 1.2 入札契約方式選定の基本的な考え方 1.2.1 随意契約 1.2.1 随意契約 1.2.2 指名競争入札 1.2.2 指名競争入札 1.2.3 通常の方式 1.2.3 一般競争入札
1.2 入札契約方式選定の基本的な考え方 1.2 入札契約方式選定の基本的な考え方 1.2.1 随意契約 1.2.1 随意契約 1.2.2 指名競争入札 カエ点②
1. 2. 1 随意契約 0. 2. 1 随意契約 1. 2. 2 指名競争入札 0. 2. 2 指名競争入札
1. 2. 2 指名競争入札 1. 2. 2 指名競争入札 (2. 2 指名競争入札) (3. 2 指名競争入札) (3. 2 指名競争入札) (4. 3 指名競争入格) (4. 3 指名競争入格) (4. 3 指名競争入格) (4. 3 指名競争入格) (4. 3 指统免费和) (4. 3 指统免费
1.2.2 相右规节八化 第四条件の四项化
1.2.3 通常の方式 1.2.3 一般競争入札 週用条件の明確化
1.3 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置 2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
1.3.1 確実な施工確保、不調・不落対策 2.1 確実な施工確保、不調・不落対策
1.3.2 発注関係事務の効率化 2.2 発注関係事務の効率化
1.3.3 復興・復旧工事の担い手の確保 2.3 復興・復旧工事の担い手の確保 改正点③
1.3.4 円滑な事業執行 2.4 円滑な事業執行 最新知見の死
1.3.5 早期の復旧・復興に向けた取組 2.5 早期の復旧・復興に向けた取組
2. 地方公共団体との連携等 3. 地方公共団体との連携、地方公共団体の災害復旧におりる適用
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例 【別冊化】大規模災害における入札契約方式の適用事例
3-1 東日本大震災 [H23.3.11]
3-2 紀伊半島大水害 [H23.9.4] 地方公共団体に参考となる知見の充実
3-3 広島豪雨土砂災害 [H26.8.19] 最新情報を適時反映できるよう、
3-4 関東・東北豪雨鬼怒川水害 [H27.9.9] 事例編は別冊化
3-5 熊本地震 [H28.4.16]
4. 参考資料 (入札契約方式の関係図書) 【別冊化】参考資料入札契約方式の関係図書



建設キャリアアップシステムについて

UP CCUSモデル工事(試行)について



1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を、特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)するとともに、その達成状況に応じて工事成績評点において、加点/減点するモデル工事を施工。

2. 対象工事 : 義務化モデル工事 一般土木工事(WTO対象工事)を対象とする。

活用推奨モデル工事 府県建設業協会より要望のあった4府県(大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県)の

一般土木工事(C等級工事)を対象とする。(R3.7.1時点)

3. 試行内容

(1)特記仕様書に条件明示

- ① CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置すること
- ② 工事期間中の平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること
- ③ 工事期間中の平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努めること

(2)施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

(3)工事成績評定(工事完成検査/成績評定時)

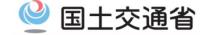
特記仕様書に記載された①~③の達成状況により工事成績評定で加点

- ※目標達成:1点加点(平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点)
- ※義務化モデル工事において目標を著しく下回った場合

(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満):1点減点

- ※上記以外の場合:±0点
- ※また、目標値を著しく下回った場合、工事名、未達成の項目、要因及び改善策等を簡潔にとりまとめ、 発注者に報告し、公表することを求める。(活用推奨モデルエ事は、目標の達成状況に応じてエ事成績評定で加点。未達成の場合は減点せず)

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況



■評価実施

■今後検討

■R3~評価導入

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた20都府県で実施予定(他に4協会が検討中)
- 都道府県発注工事は、21県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明 広がりをさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

都道府県名	直轄Cランク 工事	都道府県工事 での評価
北海道		Δ
青森県		Δ
岩手県		Δ
宮城県		• 💿
秋田県		Δ
山形県		Δ
福島県		0
茨城県		Δ
栃木県		0
群馬県		●, ◎(予定)
埼玉県		(予定)
千葉県		Δ
東京都		Δ
神奈川県		Δ
新潟県		Δ
富山県		Δ
石川県		0
福井県		(予定)
山梨県		0
長野県		0
岐阜県		(予定)
静岡県		© O
愛知県		Δ
三重県	0	(予定)

都道府県名	直轄Cランク エ 事	都道府県工事で の評価
滋賀県		0
京都府		Δ
大阪府		Δ
兵庫県		0
奈良県		Δ
和歌山県		Δ
鳥取県		Δ
島根県		Δ
岡山県		(予定)
広島県		◎(予定)
山口県	(予定)	Δ
徳島県		○(予定)
香川県		Δ
愛媛県		Δ
高知県	0	Δ
福岡県		Δ O
佐賀県	0	Δ
長崎県	0	△ ⊚
熊本県		Δ
大分県		Δ
宮崎県	•	●, ◎(予定)
鹿児島県		(予定)
沖縄県		Δ

<直轄Cランクエ事>

- 都道府県建設業協会が替同
- 協会において検討中

※赤枠は令和2年11月以降表明されたもの

<都道府県工事での評価>

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点

△ 検討中

※青枠は令和2年11月以降導入を表明されたもの ※赤文字は令和2年11月以降検討を表明されたもの

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況 (R3.3.30 現在)

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格8000万円以上が対象)等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で加点 (試行)

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録 と活用」を実施する場合に加点評価 (試行)

※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点



0

【宮城県】全工事の成績評定及び 総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式(一部類型を除く)の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

※郡山市が入札参加資格において加点

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、 元請がCCUSに事業者登録している 場合に「企業の施工能力」の項目として 0.5点加点

※浜松市が総合評価において加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた 義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

※その他の市町村では、茅ヶ崎市が総合評価における加点を導入済